

資料1

「平成17年度政策評価・施策評価に係る評価の結果」
県の対応方針の経過状況

平成18年3月

政策整理番号	審議分科会	政策名	施策番号	施策名	ページ
1	福祉分科会	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり	1	障害者の地域での生活支援	1
			2	重度障害者の家庭での生活支援	2
			3	介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実	2
			5	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保	2
					3
2		どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	1	地域の中核的な病院の整備	3
			2	周産期・小児医療体制の充実	4
			3	救急医療体制の充実	5
			4	精神医療体制の充実	5
			5	在宅ホスピスケアの推進	5
			6	医療・保健を担う人材の養成・確保	6
3		子どもを安心して生み育てることが出来る環境づくり	3	多様な保育サービスの充実	7
			6	子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実	8
			7	青少年の健全育成	8
7		社会資本分科会 美しい県土の保全と災害に強い地域づくり	1	地域ぐるみの防災体制整備	10
	2		水害から地域を守る河川等の整備	11	
	3		土砂災害から地域を守る地すべり対策等	11	
	5		震災対策の推進	12	
	6		地震防災のために必要な施設、設備の整備	13	
				14	
8	地球環境の保全	1	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	15	
		2	新エネルギー等の導入促進	16	
9	環境分科会 環境負荷の少ない地域づくりの推進	1	大気環境の保全	17	
		2	河川や湖沼、海等の水環境の保全	17	
		6	ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進	17	
				18	
11	循環型社会の形成	1	廃棄物の排出量の抑制	18	
		2	廃棄物の資源化によるリサイクル	19	
		3	廃棄物の適正処理の推進	19	
12	産業分科会 産業技術の高度化に向けた研究開発の推進	1	創造的研究開発の推進	21	
		2	農業分野の研究開発	21	
		3	林業分野の研究開発	21	
		4	水産業分野の研究開発	22	
		5	工業分野の研究開発	22	

政策整理番号	審議分科会	政策名	施策番号	施策名	ページ
13	産業分科会	新成長産業の創出・育成	1	医療・福祉関連産業の創出・育成	23
			2	環境関連産業の創出・育成	23
			3	IT(情報技術)関連産業の創出・育成	24
			4	食関連産業の創出・育成	24
			6	起業家の育成	24
					25
17		消費者ニーズに即した産業活動の展開	1	米、麦、大豆の高品質化と低コスト化	25
			2	野菜・花き・肉牛等のブランド化と生産性向上	25
			3	県産木材のブランド化と品質の向上	26
			4	県産水産物のブランド化と品質の向上	26
			5	有機農産物等の生産	26
			6	安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化	27
	7		県産品の流通・販売の促進	27	
22	教育分科会	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	1	特色ある学校づくり	28
			2	不登校児童生徒等への支援	29
			3	障害児教育の充実	30
			5	大学等高等教育の充実	31
			6	地域に開かれた学校づくり	31
					32
26		地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興	2	美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり	33
			3	県民が行う創作活動や表現活動への支援	34
			4	食文化等の生活文化の保存・継承・活用	35
					35
33		社会資本分科会 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化	1	仙台空港の機能の強化と活用	36
			2	仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用	37
	3		仙台国際貿易港の整備と活用	37	
	4		仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用	38	
34	国内の交流を進めるための交通基盤の整備	1	高速道路の整備	39	
		2	国道、県道、市町村道の整備	40	
35	社会分科会 国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進	1	国際化を担う人材育成の推進	41	
		2	外国人の暮らしやすい環境づくり	42	
		3	さまざまな分野の県民の国際交流・協力の推進	42	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課	
1	1	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり				4	・施策5は「人材」、施策6は「事業体」のインフラ整備だとすれば、施策1～4の目的を達成するための基盤となるものであることから、施策1～4の関係課が連携して評価し、事業の展開を図るべきである。しかし、施策6の評価がなされていないなど、政策目的を達成するための仕組みが不十分であり、改善する必要があるのではないかと。	・本政策の評価については、各施策を所管する関係各課と調整し、地域福祉課をとりまとめ担当課として評価している。施策5及び6は、地域福祉を向上させていく上で重要な施策であり、これまでも、それぞれの分野の「人材」・「NPOやボランティア」の整備について事業展開されてきているものである。今後は、これまでに以上に関係課が連携して事業展開したい。	1	・該当なし	地域福祉課	
2							・施策6については、主要事業等が無く政策評価指標が設定されていないため、評価の対象となっていない。今後、他の施策の評価との関連を踏まえて、評価が可能であるかどうかについて検討したい。	2	・該当なし	地域福祉課		
3							・施策4「元気高齢者の生きがいづくり」は言葉に違和感がある。生きがいがあるから元気なのではないか。生活習慣病予防や介護予防的な要素を含むのであれば、施策名と合致しない。	3	・該当なし	地域福祉課		
4	1	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり	1	障害者の地域での生活支援	障害者生活支援センター設置数	3	・重度の知的障害者の場合は、施設とグループホーム双方の機能の評価のようなものを含めて指標として表せないか。グループホームを作ることが本当にいいのか検討できるような情報があるとよい。	・施設とグループホームの機能評価を含めた指標の設定については、今後可能かどうかを含めて検討していきたい。ただし県では、知的障害のある人たちが地域で普通の生活が送れるように、地域生活支援の施策を充実させることによって、地域で障害のある人が普通に幸福な生活が送れるようになったとき、結果として施設への入所が不要になると考えている。こうした考えのもと、地域での「生活の場」としてグループホームの整備を推進することは今後とも重要であるとと考えている。	4	・該当なし	障害福祉課	
5							・グループホームや支援センターがある程度できたら、県が次のステップを検討するための情報収集ができる仕組みづくりが必要と思われる。	5	・該当なし	障害福祉課		
6							・政策評価指標「障害者生活支援センター設置数」はインプットの指標であり、むしろ相談件数の方が成果がわかりやすい。また、相談件数・内容を圏域毎(またはセンター毎)に把握しなければ、センターがどう機能しているのか実態がわからない。	6	・政策評価指標となっている、「地域生活支援センター」の設置数の増加に伴い相談件数も増加している。政策評価指標とすかどうかは今後検討していくが、相談件数については、政策評価基本票の中で今後とも記述していく。	6	・該当なし	障害福祉課
7							・必ずしも相談件数が多いから「良い」とは言えない。つまり、サービスが悪いから相談件数が増えているのかもしれないし、逆に、現場が適正に運営されているから相談しないのかもしれない。相談内容を評価しなければいけない。 ・相談内容のデータを集めるときは、県で項目を統一するなど整合性をとるための工夫が必要である。どういう分野に属する相談なのか、データベースを使って地域間の比較や、何が行われているかの把握を行うべきである。	7	・また、相談内容については、基本的に障害当事者の発達段階に応じて相談される内容(例:学童期は、余暇活動等の調整、高校卒業時は就労相談等)は概ね想定されるが、現在、各センターにおける相談内容の実態把握を試行的に行っており、そのデータの有益性(地域性の比較等)を検証していくこととしたい。	7	・該当なし	障害福祉課
8				グループホーム設置数(知的障害者・精神障害者)			・政策評価指標「グループホーム設置数」は、知的障害者と精神障害者を分けて分析すべきである。機能が異なる上に増加状況も同じではないと思われる。また、精神障害者グループホーム設置の目標値の算定に当たっては、現在の社会的入院者600人の個人の状態をきっちり把握した上で検討されることを望む。	8	・障害者自立支援法の施行に伴い、基本的には障害の種別がなくなるため、知的、精神それぞれのGHを把握することは困難と思われる。なお目標値については、平成18年度中に数値目標を盛り込んだ障害福祉計画が策定される予定であり、その状況を勘案した上で目標値を再設定したい。	8	障害福祉課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
9	1	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり	2	重度障害者の家庭での生活支援	利用希望者に対する提供率	4	・政策評価指標「利用希望者に対する提供率」が正確でない。現況値が100%のため、一見、重度障害者の希望の全てを満たしているようだが、正確にはALS患者及び全身性障害者の介助人派遣希望者に対する提供率が満たされているだけである。また、ALSに関する諸制度を理解しているケアマネジャーが少なく、情報が十分に提供されていないことから、潜在的な希望者ももっといるはずであり、周知を十分に行った上で希望者を把握すべきである。	・当該施策に係る事業の範囲は広く、現在の指標が施策全体を評価する指標としては不十分であると認識しており、より適切な指標について(例:通所更生施設等における重度障害者の受入数、重度障害者を対象とした居宅介護等サービス提供可能な事業者の数等)検討していく。	9	・平成18年度中に、障害者自立支援法に基づき、サービスの必要量の見込み(数値目標)を盛り込んだ障害福祉計画が策定される予定であり、その状況を勘案した上で、再度指標の検討を行うこととする。なお、通所更生施設等における重度障害者の受入数等については、事業分析の際に、業績として記載する。	障害福祉課
10							・政策評価指標は全く変化しないためこれは目標になりにくい。例えば、ALS以外の神経難病とか、他の難病、重度障害者も同じように対応が求められているのではないかと。	・難病に関する制度等については、平成17年度に設置する難病相談支援センター等を通じて、さらに周知に努めたい。	10	・ALS以外の難病に関しては、宮城県神経難病医療連絡協議会及び平成17年度に設置した宮城県難病相談支援センター等への相談状況を踏まえ、再度検討していく。	障害福祉課
11							・有効性の評価に当たっては、全県だけではなく圏域間の相違を念頭にあげば課題がより明確になる。	・圏域間の相違についても、特徴的な事柄があれば、記述していきたい。	11	・該当なし	長寿社会政策課
12	1	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり	3	介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実	要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合	5	・政策評価指標の修正案「居宅サービスにおける支給限度額に対する一人当たり利用率」でも、要介護の認定を受けた全員が介護を受けることが前提となっており指標として不合理。要介護認定を受けても一生涯自立している場合はそれほど利用しない場合もあり、それが望ましい部分もある。	・これまでも、新しい指標を検討してきたが、現在のところ適当な指標が見出せないため、引き続き検討する。検討の方向としては、介護予防に関連するものを念頭に考えていきたい。	12	・該当なし	長寿社会政策課
13							・介護予防には、要支援にならないようにする介護予防と、軽度から重度にならないようにする予防介護の2つがあり、この視点から政策評価指標を検討してはどうか。病院からの退院時よりも在宅である程度経過した後のほうが要介護度が下がることが多いので、その部分は補正する必要がある。	・(同上)	13	・該当なし	長寿社会政策課
14							・施策はかなり大きなテーマにもかかわらず「ケアマネジメントリーダー活動支援事業」しか掲載されていないことから、施策全体が貧弱な印象を受ける。当該施策に属する既存事業も掲載した上で評価してはいかがか。	・主要・重点事業以外の事業についても、主なものを記述していきたい。	14	・該当なし	長寿社会政策課
15	1	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり	5	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保	ケアマネジメントリーダー数	3	・ヘルパーの仕事は身体的負担や悩みが大きく、雇用面で不安定な職業になっているなど大きな課題である。このことはサービスを受けている人にも影響する。施策名からすれば、民間任せではなく現場の困難の解決に向けて県が独自の施策を展開していくということも必要ではないか。	・国に対し、介護報酬の見直しに当たっては、職員の出遇を含め介護保険事業者など現場の意見を十分に踏まえた検討を要望している。また、ヘルパーの雇用面については、労働基準監督署や労働委員会において、相談・指導・あっせん等を実施しており、現場の困難事例の解決には、県や国保連等でも相談を受け付けているところであり、評価原案には記述していないが、対応をはかっている。	15	・介護報酬については、国の社会福祉審議会において関係団体からの意見聴取を踏まえ、改正案が示されたところである。その他は該当なし。	長寿社会政策課
16							・在宅介護の大部分はヘルパーが担っているが、介護報酬を下げた結果、常勤ヘルパーは雇用が困難になった。訪問看護ステーションでも訪問看護師の採用が困難になりつつある。生活ができなくなるので介護福祉士も在宅分野には行かない傾向がある。優れた人材も、生計を立てられなければ続けられない。つまり人材をサポートできていない状況である。研修も重要だが、当事者の置かれた状況の情報を収集し、県ができない部分は、国に働きかけるなどの行動が重要である。	・(同上)	16	(同上)	長寿社会政策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
17	2	どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり				4	・検診サービスで「保健」と「医療」の連携をすすめる必要がある。居住市町村以外のかかりつけ医で検診する場合は、市町村指定の検診機関でないことから費用全てが自己負担となってしまう。住民の不利益にならないように市町村等に対して働きかけることも県の役割と考えられる。	・市町村が地域特性を踏まえて保健事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な助言などを実施していきたい。	17	・該当なし	医療整備課
18							・病院が行う予防検診活動等、健康づくりの活動については、どの施策にも見当たらず評価されていない。保健・医療・介護を連続的に調整しながら医療圏が対応すべきだと思うが県の組織が縦割りなのでうまくいっていない。住民の立場で評価するといっても、県の政策・施策が縦割りのため、めざすものと評価の仕方がちがはくに見える。	・様々な保健・医療サービスがある中で、病院の実施する予防検診活動等、健康づくりの活動について、活動(事業)量、効果を把握しておらず不明なので本政策・施策として評価を行うかについては検討を要する。	18	・該当なし	医療整備課
19	2	どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	1	地域の中核的な病院の整備	入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率	4	・インプットの機能の整備に対する評価という印象であり、補助事業が施策実現につながったかどうかの評価がなされていない。効果が期待できるとして補助の対象となった施設に対するフォローアップのシステムづくりが必要だ。例えば、連携が進んでいるのかどうか、中核病院ができる前とできた後どのように変化したかについて客観的データを用いて検証することはできないか。補助金交付の条件に定期的な報告を義務づけることなどを通じて。	・本事業が施策実現につながったかどうかの評価のため、どのようなデータが必要かどうかを検討し、併せて要綱の改正(実績報告の項目追加)などについても検討する。	19	・平成18年度当初に要綱改正をして実績報告書の項目を追加する予定である。	医療整備課
20							・優れた圏域に補助するばかりでなく、中核病院の整備が遅れている圏域を重点的に支援する必要があるのではないか。	・本事業については、二次医療圏ごとに整備を推進しており、「地域の中核的な病院」の指定のためには5年ごとに策定している「宮城県地域保健医療計画」に位置づけられた後、「地域の中核的な病院整備推進事業実施要綱」に基づき指定を受けなければならない、地域の要望を聞きながら事業未実施の圏域についても検討する。	20	・現在3病院が本事業を実施済みであり、平成18年5月に石巻赤十字病院が新たに移転新築し開業することから当初予算を措置済みである。また、古川市立病院、公立気仙沼総合病院においても改築の検討をしており、具体の整備計画が提出されれば支援する。	医療整備課
21							・住民の行動範囲が広がっているのに、県内を10に分けた二次医療圏の中で中核病院を整備し、医療を完結するという考え自体に無理がないか。従来どおり補助金を投入していくのか、新たな考え方で施策を展開するのか、政策評価指標の設定も含め再考する時期に来ている。	・住民の生活圏が広がる中、医療の完結を現在の10の二次医療圏とすることは検討の余地があり、今回の「宮城県地域保健医療計画」の見直しに併せて検討する。本事業を実施したのは、7つの中核病院の内、3病院であり成果を求めるには時期尚早なことから、しばらく本事業を継続する。	21	・平成20年8月の「宮城県地域保健医療計画」の改定に併せて検討していく。平成18年5月に石巻赤十字病院が新たに移転新築し開業することから従来どおり補助する。	医療整備課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
22		どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	2	周産期・小児医療体制の充実	周産期死亡率(出産千当たり)	4	・本県の乳児死亡率や周産期死亡率はこの間ずっと全国とかなり離れがあり、しかも悪化傾向さえ見られるが、その理由を分析した上で事業を展開する必要がある。例えば、高齢出産が多いとか周産期機能までの距離の違いなどはどうか。	・本県の乳児死亡率及び周産期死亡率が全国比較して、かなり離れがあるという御指摘だが、最近5年の平均では0.1ポイント程度の差であり、大きな離れはないと考えられる。また、全国比較をする場合、統一した統計データは限られており、他県と比較できるデータも限られたものとなっている。また高齢出産数などの詳細データもないため現状では対応は困難であるが、今後、県小児・周産期医療協議会の中で、周産期医療情報システムを活用し、評価に有益なデータの収集等について、検討を進めたい。	22	・今年度は、県周産期・小児医療協議会の会長選出が遅れたことから、1回しか開催しておらず検討できなかった。	医療整備課
23	・圏域別にデータがあると相違性が比較できる。出産年齢が違うとか、保健サービスに違いがあるとか、あるいは機能が集積しているか等の比較。違いがわかれば有効かつ効率的に事業を打つことができる。						・圏域別データについては、乳児死亡率や周産期死亡率については算出できるが、仙台・石巻医療圏以外については、サンプル数が少ないため、年度によって大きな差となり、比較することは有効でないと考えられる。出産年齢や保健サービスの相違は、統計データがないため、使用できない。乳児の死亡の原因は、先天奇形や変形及び染色体異常、乳幼児突然死症候群によるものが半数近くあり、通常の医療による対応では限界がある状況となっている。	23	・該当なし	医療整備課	
24	・本施策は、少子化対策である政策3「子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」とリンクしなければならない部分があるのではないか。						・少子化問題は、医療の不備よりは複合的な社会・経済的要因が大きいと推測されるが、医療サービスの不足も何らかの影響があると思われることから、本施策を政策3に再掲するよう検討したい。	24	・該当なし	医療整備課	
25	・政策評価指標としては、小児科医の人数や診療科目の増減等日常的視点の方が一般県民にわかりやすいのではないか。						・小児科医の人数や診療科目の増減は一般県民にとって分かりやすい指標ではあるが、全国的に小児科医を志望する学生の減少などにより確保が難しい状況である。国において、医科系大学や地方の医師確保のあり方について省庁横断の検討がなされているところであり、現時点で県単独の行政施策としては一定の限界があることから、新たな指標の設定は困難と考える。	25	・平成17年12月の3省(厚生省、総務省、文科省)通知で、小児科・産科の医師偏在に関しては、医療資源の集約化・重点化の推進が、必要との見解が示されたところである。県としては、平成18年度は、この通知を踏まえ、県周産期・小児医療協議会で本県の今後の方向性について検討を行うとともに、その検討に際し、県内医療機関へのアンケート及び実態調査を行うこととしている。政策評価指標については、以上の検討と調査を踏まえて検討していく。	医療整備課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
26	2	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	3	救急医療体制の充実	救急搬送患者の二次医療圏内搬送率	3	・従前から指摘しているとおり、政策評価指標が「搬送率」では搬送時間がどんなに長くても施策目標を「達成した」とことになる。むしろ「搬送時間」のほうが重要であり一般的である。指標として、例えば、緊急性を要する疾患(心筋梗塞、脳疾患等)についての30分以内に病院に到着した割合などが適切である。	・評価指標として搬送時間を使用することは一理あるが、搬送それ自体には医療機関は関与していないことや交通事情など複数の因子が関係すると推測されることから指標の変更には検討を要する。	26	・搬送時間を政策指標とした場合、医療機関の受入体制に問題があるという正確なデータが存在しないことから、今後、消防機関のデータを覚知から現場到着、現場滞在、医療機関到着と搬送時間を分割した詳細な分析や、救急隊の配置状況や交通事情などの影響の分析も必要であり、消防側の取組を注視しながら有効な政策評価指標の変更について検討を行う。	医療整備課
27						・救急搬送に関するデータは消防部署にあるのだが、十分解析されておらず宝の持ち腐れといえる。データを事業の改善に生かす必要がある。例えば、消防課と医療整備課と外部学識者で構成する検討会を立ち上げ、集中的に議論を行ってはどうか。	・消防部署が所有する救急搬送に関するデータについては内容を精査する必要があり、宮城県救急医療協議会などの場を活用し有効な指標を導き出していきたい。	27	・消防部署のデータの解析が進んでいない。	医療整備課	
28						・病院に搬送された後の死亡率は、気仙沼など非常に高い反面、仙台・塩釜は低かった。患者側の問題、例えば、症状が悪化してから救急車を呼ぶとか、日ごろ病院に行っていない等に原因があるかもしれない。つまり、「病院や搬送体制が悪いから」と断定はできないのではないか。そのような検討、判断ができるような様々なデータの整理が必要である。	・患者の問題については、きわめて個人的なことから主観が入り込む余地が多く、調査を実施することは困難である。	28	・該当なし	医療整備課	
29	2	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	4	精神医療体制の充実	精神障害者の措置入院者の県内対応率	4	・搬送時間が長すぎると搬送側の危険性が増す。病院が近くに無いと困るという声はよくあるが、精神科を持つ病院がそもそも不足しており難しい問題である。	・国は、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、社会的入院の解消を図り、精神病院の病床回転率を向上させ、精神病院の空床を急性期対応の精神病床とするなど精神障害者に対する救急の医療を提供できるようにする方針となっている。	29	・該当なし	障害福祉課
30						・認知症を治療している患者が別の病気の治療を行う場合は、精神科のある病院以外受け入れが難しい。また、認知症でなくても高齢者は譫妄(せんもう)など起こしやすく専門医でなければ判別がつかないために、結局治療を受けられない事例が増えている。	・県では、身体合併症(認知症+他)の治療が可能な病院における精神病床の増床について積極的に対応することとしている。	30	・該当なし	障害福祉課	
31						・不安感を取り除くなど家族のサポートが必要である。直接でなくても電話相談や他県のセンターを経由して相談を受けるといったやり方もある。	・また、夜間における精神障害者に対する電話相談(宮城県支援療内)についても、平成15年度から実施しており、精神障害者が地域で安心して暮らせる支援策を実施している。	31	・該当なし	障害福祉課	
32	2	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	5	在宅ホスピスケアの推進	地区在宅ホスピスケア連絡会の結成数	3	・政策評価指標が「地区在宅ホスピスケア連絡会の結成数」ではアウトカムの評価ができない。連絡会の基盤は脆弱ではないが、また、目標達成には今までの3倍努力が必要であり現実離れしている。政策評価指標は見直す必要がある。例えば、「在宅ホスピスケアの希望者に対する実現率」であれば成果が見える。連絡会の有無にかかわらず在宅ホスピスケアは進んでいるのかもしれない。	・「地区在宅ホスピスケア連絡会」活動への直接財政的な措置等は行っていないが、地区の在宅ホスピスケア連絡会は、各保健福祉事務所と連携を取りながら、保健・医療・福祉関係者のケア技術の向上や管内のネットワークづくりの活動を行っており、活動としては有効であると判断している。	32	・該当なし	医療整備課
33						・地区連絡会の機能が曖昧で、施策実現に向けての役割を担えるのが不明。電話相談一つとっても費用がかかる。機能を検証するとともに、補助金の投入が在宅ホスピスケアを増やす方向につながるのかどうかの検討が必要なのではないか。	・指摘があったことを踏まえ、政策評価指標については、「がん患者の自宅死亡率(施設含)」などに変更することを検討したい(がん患者の終末時在宅率:平成13年度8.04%、平成15年度8.21%)。	33	・政策評価指数については、「がん患者の在宅看取り率」に変更(がん患者在宅看取り率:平成15年8.12%)	医療整備課	
34						・希望者の数と実現できた人数は、かけ離れているのではないが、事業の有効性評価は自己満足となっていないか。	・県内がん死亡者が年間約5,000人中、60%が在宅療養を希望していると言われているが、行政として実際に終末期を自宅で過ごしたいと考えている人数と実現できた人数の把握することは困難な状況にある。	34	該当なし	医療整備課	
35						・在宅療養者が必要としているサービス内容と、実際の内容の両面から実態を把握し、サービスの質の充実や満足感を得ることができるように事業を展開する必要がある。	・H17年度、在宅療養サービスに関して、病院・診療所・訪問看護ステーション等にアンケート調査を実施することにしており、その結果を踏まえて事業展開を検討していきたい。	35	・平成17年度調査結果をもとに、在宅療養者が必要としているサービスを提供が行えるように、病院看護師と訪問看護ステーション看護師の相互研修会を平成18年度開催する。	医療整備課	
36						・在宅での管理ができる若い医師が、地域によりいないということが重大な課題である。	・上記アンケート調査により、病院と診療所の連携強化等、在宅療養を希望する患者が安心して必要な医療を受けられるような体制づくりを検討していきたい。	36	・平成18年度在宅診療を希望する診療所の医師等の研修会を開催予定としている。	医療整備課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課	
37	2	どこに住んでも必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	6	医療・保健を担う人材の養成・確保	医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合	3	・施策の「人材の養成・確保」は、何に対して充足させるのが明らかにする必要がある。政策評価指標は「医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合」としているが、例えば、医師数の充足できない病院が、診療所に移行するなりした場合には、全体の医師数が減っていても充足率が上がる可能性がある。病院数・診療所数の変動も同時に検証する必要がある。また、政策評価指標は圏域別に示すとわかりやすい。例えば、仙台圏は充足されているも他の圏域では不足しているということがわかる。	・政策評価指標については、平成15年度の行政評価委員会政策評価部会の意見を聴き、事業の将来的な展開の可能性も勘案した上で、従来の「医師不足となっている自治体病院の不足医師数(標準数に対する不足医師数)」から、県民の視点からより分かりやすい「医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合」に改めたところである。	37	・該当なし	医療整備課	
38							・施策の「人材の養成・確保」は、県内の各病院における医療法に定める標準医師数に対して充足させることを目標としており、県においては、平成17年度から地域医療の中心である自治体病院の医師確保支援事業に係る内容を大幅に拡充・強化し取り組んでおり、政策評価指標の平成22年度100%達成を目標に実効ある展開を図ることとしていることから、現在の政策評価指標は変更せず推移を見守ることとする。	38	・平成17年度に内容を大幅に拡充・強化し取り組んでいる自治体病院の医師確保支援事業について、平成18年度も7事業で128,050千円(前年度比25,569千円増)を予算措置し、実効ある展開を図ることとしている。	医療整備課		
39							・病院数・診療所数の変動については、意見にあるような事例の場合は充足率が上がる可能性があるものの、実際のケースとしてこのような事例は非常に少なく、病院数と診療所数の変動と医師充足状況との因果関係まで検証するのは困難である。	39	・平成17年10月31日から平成18年3月31日までの間に病院が診療所に移行したケースはなく、現時点においても病院数と診療所数の変動と医師充足状況との因果関係まで検証するのは困難と考えている。	医療整備課		
40							・政策評価指標を圏域別に表示することについては分かりやすい利点があるものの、病院数が少ない圏域においては医師数の標準を充足していない病院が特定されてしまう恐れがあり、現段階では実施を見送ることとする。	40	・該当なし	医療整備課		
41							・自治体病院に勤務する医師が流出しないような対策も必要ではないか。今の職場環境の改善や優れた病院への後押しなどの仕組みがなければ医師不足は解消しないのではないか。また、従前から勤務している医師もドクターバンク事業で採用された医師も平等に働きやすい環境にすることを考慮する必要がある。	41	・激務などによる医師の流出を防ぐためにも、医師を効率的に配置するための地域医療システムの構築が喫緊の課題であり、病院間、病院・診療所間の連携や機能分担により負担の軽減を図る必要がある。	41	・平成17年度に創設した地域医療システム学講座設置事業や地域医療システム検討促進事業により、医師を効率的に配置するための地域医療システムの構築に向けた取組を展開している。	医療整備課
42							・県においては、地域医療システム学講座設置事業や地域医療システム検討促進事業を通じて、圏域ごとの実情に応じた地域医療システム構築に向けた取組に積極的に関わっていく。	42	・地域医療システム学講座設置事業では、圏域ごとの医療システム構築に向けた検討を行う地域医療システム検討促進事業と密接に連携し一体化していく必要性から、県として検討状況の相互提供に努めている。 ・また、地域医療システム検討促進事業では、県職員が地域検討会議のメンバー等として積極的に関わっている。	42	医療整備課	
43							・また、平等に働ける環境づくりのために、ドクターバンク医師の配置に際しプロパー医師との給与バランスの確保について、県が市町村等に働きかけを行うほか、病院管理者である院長と十分に勤務条件等について話し合いを持つ機会を創出することとする。	43	・ドクターバンク医師の配置に際してのプロパー医師との給与バランスの確保については、県が市町村等に具体・直接的に働きかけを行っている。 ・また、勤務条件等については、まず県がドクターバンク医師と病院間の調整を行った上、最終的な確認のためドクターバンク医師と病院長が十分に話し合いを持つ機会を創出している。	43	医療整備課	
44							・地域の診療所と連携を図る「アテンディング」の仕組みを検討できないか。病院をやめて開業した医師が病院の施設を有効活用できるし、自治体病院も人件費の軽減を図ることができるメリットがある。	44	・「アテンディング」の仕組みづくりについても、地域医療システムの構築に係る検討の一環として議論されることが望ましく、各圏域の検討会議の場などでの問題提起について検討していく。	44	・地域検討会議の場で、救急診療体制の確保に係る開業医の応援について検討が行われ、実現化に向けた提案が出されている。	医療整備課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課	
45	3	子どもを安心して生み育てること ができる環境づくり				3	・満足度調査を評価に使う場合、事業や施策の対象者がどうい う集団であるか切り出して分析しないと実態が把握できない。ま た、「圏域間の差」を意識して議論すべき。どこに集中的に財 源投資すべきかにつながっていく。	・対象者を切り出して分析できるよう、アンケート項目(家族構 成等)の見直しを次回調査までに検討する。なお、当事者の満 足度のみで政策や施策全体を評価することは必ずしも適切で ないことを認識しており、今後も県民全体の満足度を評価の基本と するが、対象者を特定した分析結果も、個別事業の効果的な 展開を図る際の根拠となり得る等、有効な活用方法が期待でき る。	45	・第5回県民満足度調査は同居家族についてのアンケート項 目を見直して実施したので、政策や施策の対象者を切り出し て調査結果を分析できるようになった。	行政評価室	
46							・「圏域間の差」を意識して議論するためには、関係部局に対し 「圏域別施策満足度」を提供することが有効と考えられることか ら、提供のあり方を検討したい。	46	・該当なし	行政評価室		
47							・施策1、2、4についても、指標を設定し県の果たすべき役割 を探求すべきである。特に、「夫婦の出生力の低下」と「未婚率 の増加」に適切に対応する施策が少子化の歯止めが必要。	47	・「夫婦の出生率の低下」や「未婚率の増加」の要因としては、 経済的要因や個人の価値観の変化等様々な要因が考えられ る。例えば、経済的要因については、この施策領域のみなら ず、経済・雇用政策の全般的な観点からも総合的に取り組む 必要がある。また、個人の価値観の問題については行政が取り 組む上で限界もあるが、子どもや家庭を持つことの意義につ いて意識醸成に努めるとともに、子どもを持ちたいと願う人がそれ を実現できるよう不妊治療等への支援も含め環境を整備してい きたい。 また、政策1、2、4については、各施策の事情から現段階では 政策の有効性の判断材料とするのに適当な指標の選定が難し く、設定できていないが、引き続き設定に向けて検討してい きたい。	47	・該当なし	子ども家庭 課
48	3	子どもを安心して生み育てること ができる環境づくり	3	多様な保 育サービスの充実	保育所入所 待機児童数	3	・県の事業が本当に成果を挙げたかどうかの確認には、自己評 価だけでなく、利用者なり第三者がどう見ているかという情報 も同時に収集する必要がある。利用者の意向を把握しないと間 違った意思決定をする危険がある。例えば、保育所が近くにあ れば仕事を变えなくて済んだとか、違う職種に就けたと思っ ている人がいるとすると、待機者が減ってもやはり不満となる。こ れは、実態調査、利用者調査をしないとわからない。このよ うに、政策評価指標「保育所入所待機児童数」は満足度と多少 かい離が出てくる可能性はある。	・保育の実施主体である市町村は、平成16年度に次世代育成 支援行動計画を策定するに当たって、住民のニーズ調査等を 実施し、住民ニーズを把握した上で、目標事業量を設定して各 種施策を推進することとしている。県においても、昨年度同様 に行動計画を策定するに当たり、各市町村の目標事業量を尊 重して、県としての目標事業量を設定している。県としては、各 市町村が保育サービスの充実など、次世代育成支援行動計画 の着実な推進を図るよう指導するとともに、その事業量達成の ために努力しているところである。	48	・該当なし	子育て支援 室	
49							・政策評価指標「特別保育事業実施率」から何が言えるのが見 えない。「一時保育」が2倍に増えても、実際に満足度が上がる とか待機児童が本当に減るということにはならないかもしれな い。整備が遅れているところに1箇所できた方が、整備が進ん でいるところに2箇所できるよりも意味のある場合がある。数だ けではなかなか見えてこない。	49	・「特別保育事業実施率」については、県とし て、より多くの保育所で特別保育への取組が行われることを目 指していることから、現段階では他に適当な指標が見当たらな いものである。なお、すべての保育所において、必要な特別保 育のサービスがすべて実施されることが理想であることから、将 来的には政策評価指標の見直しも必要と考えている。	49	・「特別保育事業実施率」は指標から削除する。他に適当な指 標がないことから指標の追加は予定しない。	子育て支援 室
50							・特別保育を必要とする対象児童について、半年～1年のスパンで一時保育・延長保育の重複等の利用動態等を把握し、その原因を分析しなければ根本問題の解決にはならない。	50	・特別保育についての住民ニーズの把握については、市町村 において適切に実施されるよう、今後とも市町村の指導を行っ ていく。	50	・該当なし	子育て支援 室
51							・地域によって特別保育実施に偏りが見られる。(気仙沼市、白 石市は延長・一時保育がゼロ、多賀城市、大河原町は一時保 育がゼロ等)原因を分析調査し事業展開を検討されたい。	51	・地域によって取組に偏りが見られることについては、県として は今後とも、地域の保育ニーズに対応した保育サービスの充 実が図られるよう、市町村の指導・支援を行っていく。	51	・該当なし	子育て支援 室

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
52	3	子どもを安心して生み育てること ができる環境づくり	6	子どもと家庭を支える 相談・支援体制の充 実	不登校生徒の 在籍者比率 (出現率) 小学校	3	・基本票B-3で「満足度は50と低調なのは要求水準が高い結果であり、効率性が低い結果ではない。」と言い切っている。根拠があればいいのだが、満足度は県民の目から行政を評価するいくつかの指標の一つであり、それを謙虚に受け止める姿勢がほしい。この部分の文章は不要ではないか、子育てに関係する年齢層でないと関心がない可能性があり、満足度は年齢層を絞って分析するとよい。事業や施策に関係する集団にターゲットを絞ってやらないと、あいまいな結果となる。	・御意見のあったような趣旨で記述をしたわけではないが、確かに誤解を与える表現であり、当該部分を削除することとしたい。	52	・該当なし	子ども家庭課
53							・不登校児童への支援事業については、心理士やカウンセラーなどの活動範囲が地域的に限定されており、対応しづらくなっている。「連携コーディネーター」を養成しながら、情報連携のネットワークを整備する必要がある。情報水準を高いレベルで共有できるよう、コーディネーターや関係者が回れるような仕組みづくりがよいのではないかと。	・不登校児童の適応指導教室の指導者研修等の支援を図りながらネットワーク化に努めている。	53	・該当なし	子ども家庭課
54							・中学校における不登校問題について、地域性(団地、農村部、漁村)や環境(自営業かどうかなど)を把握・分析した上で事業を進めるなどの記述があるとよい。なお、新しい「こどもの幸福計画」には教育委員会との連携について言及があるが、基本票を見ても読み取れない。	・今後、教育委員会との連携が読み取れるよう、基本票の記述を工夫したい。	54	・該当なし	子ども家庭課
55							・児童福祉法改正を契機として、子ども家庭課、児童相談所、県警、家庭裁判所等が連携し、不適格な親権者から子どもの人権を守るための法的対応への取り組みについて早急に検討する必要がある。	・児童相談所と警察及び家庭裁判所との会議で法的対応を含め、連携を深めている。	55	・該当なし	子ども家庭課
56	3	子どもを安心して生み育てること ができる環境づくり	7	青少年の 健全育成	引きこもり支 援機関の設 置数	4	・一般県民の方々が、施策名「青少年の健全育成」をイメージするときに政策評価指標の「引きこもり」をイメージする割合は少ないのではないかと。また、「支援機関の設置数」となっているが、重要なのは何人に対応できたかであり、外と中の相談ロケーションを組まない今の体制では不十分ではないかと。仕事をしない引きこもりの正確な人数を把握するのは難しいが、政策評価指標にも関連することから把握方法について検討する必要がある。	・現在の政策評価指標は、当該施策全体を表しているとは考えておらず、適切な指標について委員の意見を参考としながら今後検討していく。	56	・該当なし	障害福祉課
57							・また、引きこもりの人数把握については、支援機関へ相談に訪れた人数を把握するしか方法はない。	57	・該当なし	障害福祉課	
58							・健全育成の面では、煙草、麻薬、アルコールは習慣性が強いので、青少年の時期に止めることが重要。喫煙率や麻薬利用者の割合を政策評価指標としてはどうか。	・中高生の喫煙率については、厚生労働省が全国規模で4年ごとに調査したデータが存在するが、当該調査は人口規模に応じた標本抽出を行っているため、各県ごとの集計結果がその県の生徒の実態を正確に反映してはいない。ゆえに、喫煙率を評価指標として採用することは技術的に困難と思料される。	58	・該当なし	青少年課
59							・「青少年育成県民運動推進事業」は、実体が空洞化しないよう対応策を講じることが望まれる。	・「青少年のための宮城県県民会議」の内部において検討中の役員(推進指導員・指導員)の役割見直しが適正に推進されるよう、指導・助言していく。	59	・平成18年3月開催の県民会議常任委員会において、特別検討委員会を設置する方向が確認された。	青少年課
60							・現在、青少年を吸収するコミュニティの場が減っている。「県民会議」においても、落伍しないような状況を作る必要がある。	・「県民会議」による育成活動の更なる充実と、青年育成推進事業の展開により、青少年に対するコミュニティの吸引力を高める方向で努力する。	60	・みやぎ青年育成推進事業「M.Y-Dream」は、平成18年度に1期生による県内圏域ごとの地域活性化事業の実施及び2期生の募集を行う。	青少年課
61							・引きこもり者支援については、専門家が関与し、徐々に社会になじんでいけるようなプログラムが必要になる。また、相談内容を地域別も含めて分析することが重要である。それを根拠として連携すべき機関、対処すべき方策が導かれると思われる。	・今後もその人数を地域別(各保健福祉事務所)で把握するとともに、相談内容についても、その内容を分類しデータ整理をしていく。	61	・該当なし	障害福祉課
62	・また、引きこもり相談に関する関係機関との連携については、民間及び各保健福祉事務所等が一同に会して検討会議を行っているとともに、個々の相談についても、随時学校の先生等関係者と連携をとりつつ相談業務を行っている。	62	・該当なし	障害福祉課							

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
63	7	美しい県土の 保全と災害に強い 地域づくり				4	・県民が最も優先すべしとする「震災対策の推進」は、他の施策より上位レベルに位置すると考えられることから政策レベルに格上げすることが望まれる。また、自主防災体制、市町村防災計画策定の促進、地震防災に必要な施設・設備以外の対策を含む総合的な施策体系の再構築が必要である。	・「震災対策」の位置づけについては、現在行われている第1期実施計画策定において、施策体系と事業内容との整合性を十分に考慮しながら政策・施策・事業を検討したい。また、防災全般にわたる施策体系についての再構築についても同様に検討することとした。	63	・現在、平成18年度から実施される「施策体系」については、全庁的關係部局等の調整・検討を行っている。	危機対策課
64							・従来から指摘しているとおり、政策「美しい県土の保全」のうち「美しい」に関する施策がない。	・政策名中「美しい県土の保全」については、宮城県総合計画第1期実施計画策定時に、「治山対策や保安林整備」等の事業を当該政策に含めることが検討され、付けられたものである。最終的には「治山対策及び保安林整備」は政策「豊かな自然環境の保全・創造」に組み込まれ、この時点で、政策名称を変更すべきものであった。次期実施計画策定時の政策名の見直しを検討している。	64	・現在の総合計画にかわる「(仮称)みやぎの将来ビジョン」の策定が予定されており、次期実施計画は策定しないこととなったため政策名の見直しは行わなかったが、第5回県民満足度調査及び平成18年度政策評価・施策評価は政策名を見直して実施した(政策名を「県土の保全と災害に強い地域づくり」とした)。	行政評価室
65							・近年は人類の自然への営為による「防災」の限界が認識されてきており、「減災」を前面に打ち出すべきである。ハザードマップはその方向への努力として評価できる。	・平成15年に策定した「みやぎ震災対策アクションプラン」では、自助・協助・公助の協働による減災を掲げており、引き続き自助、共助などによる減災の普及啓発に努める。	65	・これまでも実施している出前講座や各種シンポジウム等を継続するとともに、新たに学識経験者等を地域防災アドバイザーとして派遣する「地域防災組織育成支援事業」を実施するなど、さらなる自助、共助などによる減災のための普及啓発に努める。	危機対策課
66							・避難所としての公共施設の補強は、施策7の耐震改修だけでなく、すべての災害を念頭におく必要がある。	・避難所の指定は、市町村が地震・津波・風水害・土砂災害等の各種災害を念頭に行っており、また耐震化のほか資機材整備等の運営面での充実に努めているが、なお、危険度や生活環境に配慮した指定を引き続き要請していく。	66	・該当なし	危機対策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課	
67	7	美しい県土の 保全と災害に強い 地域づくり	1	地域ぐるみの 防災体制整備	自主防災組織の 組織率	3	・昨年度問題とされた「自主防災組織参加率」は「自主防災組織の組織率」と呼称が変更されたが、依然として実態が不明確であり信頼性が問題。消防庁の全国調査に基づくとしても、各県毎に基準が異なる可能性がある。一尺度として使用するためには、組織化された世帯での防災意識・災害時の行動規範、防災訓練参加率などの実態把握が必要ではないか。	・自主防災組織とは、平時に防災訓練の実施、防災知識の啓発等、災害時に初期消火、住民等の避難誘導等の活動を行う組織で、当該指標については適切なものと考えているが、自主防災組織の活動状況の実態については、昨年度に引き続き市町村を通じ把握に努める。	67	・自主防災組織の活動状況の実態について、引き続き市町村を通じ把握し、自主防災組織活動の活性化を支援する。	危機対策課	
68							・今回、自主防災組織の組織率が低下した原因の分析とその対応策の検討が必要である。	・組織率の低下(-0.81%)については世帯数の社会減(又は増)等の要因が考えられるが、基本的には昨年と同水準を維持していると判断している。なお、組織数は増加傾向にあり、今後とも地域リーダー等の育成に努め、組織率の向上を図る。	68	・これまでも実施している出前講座や各種シンポジウム等を継続するとともに、新たに学識経験者等を地域防災アドバイザーとして派遣する「地域防災組織育成支援事業」を実施するなど、さらなる組織率向上に努める。	危機対策課	
69							・政策評価指標「各市町村における防災・震災訓練参加者数」が追加されたことは評価できるが、実施主体が市町村の場合だけなのか、県あるいは国レベルの広域訓練も含むのかあいまいである。また、市町村における防災・震災訓練参加者数の目標値を2003年ベースとする根拠が不明である。なお、当該指標では天候等による乱高下が生じる可能性があるため、むしろ「過去5年間防災訓練参加者率」など平滑化した指標のほうが望ましいと思われる。	・市町村実施のみを対象とした指標である。2000～2003年度までの参加者数は年度ごとに増減はあるものの、減少傾向にあることから、この期間の最低参加者数以上を維持することを目標とした。	69	・各市町村には、防災訓練の重要性を周知し、各機関に参加を要請するなど、多くの住民が参加できる体制を支援していく。	危機対策課	
70							・事業分析カード中、「施策実現までの道筋」の内容が一般論に止まっている。事業内容等の明記が望まれる。	・今後できるだけ明記するよう努める。	70	・該当なし	危機対策課	
71							・シート(C)の施策・事業の方向性欄には、現状の進捗を踏まえ今後力を入れるべき対象のほか、防災マップや防災先進地域の紹介等、力を入れていく事業内容の明記を望む。また、次年度の方向性が現状維持としているが、県民の必要度が高いことから問題。課題を踏まえた上での短期施策集中も考える。	・施策を継続的に実行するという点で「維持」としているが、これまで県が行ってきた事業等の波及効果から、多くの市町村で防災マップ作成や防災リーダー育成の動きが見られるなど、施策への効果としては「拡大」であったと考えられる。自主防災組織については、災害対策基本法の中で市町村長が育成に努め、充実を図るよう求められており、また、防災のための組織化が地域住民の責務として位置づけられている。県としては、引き続き防災知識の普及や地域リーダーの育成に努め、市町村に対し支援を行うこととする。なお、県ではこれまでも重要度、緊急度を踏まえ、施策を推進してきたが、宮城県沖地震再来の切迫性を踏まえ、今後一層、推進に努めていきたい。	71	・新たに学識経験者等を地域防災アドバイザーとして派遣する「地域防災組織育成支援事業」を実施するなど、市町村支援の強化に努める。	危機対策課	
72							各市町村における 防災・震災訓練参加者数	・災害発生は夜間に限らないので、従業員側における防災対策の把握が重要。火災については職場単位で実施されているが、広域的災害には対応できない。居住地ベースの対策とともに就業地ベースの対策が必要である。	・企業等の防災対策については、県地域防災計画において、企業等の自ら防災組織を結成し訓練に努めるほか、地域の訓練にも積極的に参加し、地域と連携した防災対策を実施することとしており、今後とも意識高揚・啓発に努めていく。	72	・地域や学校、企業等との連携は、大規模災害での被害を最小に抑えるためには極めて重要であることから、市町村と連携した地域、企業等への啓発や防災訓練など、連携強化に努める。	危機対策課
73								・従来、自主防災組織の中核であった消防団の、高齢化・形骸化等の質的変容の検証が必要。また、防災訓練も形式主義に陥り易いため、訓練内容や参加者属性に関する検証が必要である。	・消防団と自主防災組織は基本的に役割が異なっている。消防団は市町村における消防組織の1つであり、自主防災組織等の指導的な立場として位置づけられるものである。地域コミュニティと繋がり深い消防団には、地域防災体制の中核的な存在として役割が期待されているところであるが、社会環境の変化等により、県内においても消防団は減少傾向にあるので、県としても、消防団の充実強化を図るため、市町村における消防団員の確保対策等の推進に努めているところである。 また、防災訓練にあたっては、単なる展示訓練ではなく、その地域にあったより実践的で実効性のある訓練内容を検討していきたい。	73	・消防団の年齢構成や職種別などは、毎年定期的に調査を実施しており、消防団の実態は概ね把握しているため、特段の予算措置はしていない。 ・平成18年度については、村田町で実施予定。企業と住民が連携した防災訓練になるよう関係機関と調整中。	危機対策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
74	7	美しい県土の 保全と災害に強い 地域づくり	2	水害から地 域を守る河 川等の整 備	ハザードマッ プ作成市町 村数(洪水災 害)	5	・政策評価指標「ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)」の目標値と現状との乖離があり一層の推進が必要である。なお、ハザードマップ作成の義務化に伴い、数年以内に当該指標の設定自体意味がなくなるので、新たな指標の検討が必要である。	・洪水ハザードマップの作成については、水防法の改正や補助制度の新設により推進するものと考えられるが、県としても市町村の意識を啓発するような取組を今後とも推進していきたいと考えている。また、新たなソフト対策の指標についても今後検討していきたいと考えている。	74	・該当なし	河川課
75							・施策3「土砂災害対策」の政策評価指標のようにハード+ソフト対策込みの指標となるよう工夫を望む。	・「水害から地域を守る河川等の整備」の指標としては、浸水区域の治水安全度の向上をハード対策の効果とソフト対策の実施状況により評価することが最適と思われる。しかし、低平地が多い当県では、浸水想定区域が複数の河川で重複すること、河川により計画規模が異なること、一連区間の改修が完了しないと浸水想定区域の治水安全度が向上しないこと、河川改修が完了しても内水被害の危険性があることなどから、ハード対策の効果を的確に評価することは非常に難しい状況にある。さらに、県管理河川の延長は約2,100kmと非常に長く、要改修区間(1,356km)の整備率は現在35.6%、増加率は年0.3%程度であり、河川改修には非常に多くの時間と費用を要することから、ハード対策の指標を設定することは非常に難しいと思われる。	75	・該当なし	河川課
76							・減災の視点からハザードマップの作成が重視されるのは妥当であるが、予算の大半を占めるハード面の整備事業が掲載されておらず、行政のコスト・パフォーマンスを評価する上では問題である。	・このような課題があるが、頂いた意見を踏まえ、今後、ハード対策の指標を検討していきたいと考えている。	76	・該当なし	河川課
77							・管理者(河川)単位のハザードマップでは、利用者が地域の危険度を誤解する可能性があるため、各河川を総合した危険度を表示するものでなければならない。また、上流域の降雨は一律ではないので、インターアクティブに危険度が簡易表示されるようなシステムが必要。	・洪水ハザードマップの作成は、一般に複数河川の浸水想定区域図が重複する場合、最大浸水深を用いて作成していることから基本的には統合した形で作成されていると判断される。	77	・該当なし	河川課
78							・インターアクティブに危険度が簡易表示されるようなシステムについては、各河川の治水安全度、雨量、雨域、流出形態、内水被害発生状況等を的確に評価する必要があることから、検討には長い時間を要すると思われるが、県では雨量、河川水位、水防警報、気象台から提供される予測雨量等をホームページにより公開するシステム整備を進めており、来年度から公開するほか、今年7月から気象台と共同で七北田川の洪水予報を開始し、さらに、白石川、追川についても検討を進めており、防災情報提供の充実に取り組んでいる。	78	・該当なし	河川課	
79							・整備箇所数を金額で割る効率性指標は意味がない。流域が広がるほど金額が高くなるのは当然と考えられ、つまり、1ヶ所あたりのコストが高いから悪いとは言えない。	・効率性指標については、ご指摘のとおり、河川により流域面積や流路延長など検討条件が異なることなどから単純にコストで評価することは出来ないと考えている。	79	・該当なし	河川課
80							・県公開講座のような平時の取り組みは評価できる。	・県公開講座のような平時の取り組みは評価できる。	80	・該当なし	河川課
81	7	美しい県土の 保全と災害に強い 地域づくり	3	土砂災害 から地域を 守る地す べり対策等	土砂災害危 険箇所にお けるハード 及びソフト 対策実施 箇所数	6	・予算的に全ての危険箇所をハード的にカバーすることは困難であるので、危険箇所に優先順位を付けて対応する方針は評価できる。		81	・該当なし	防災砂防課
82							・ハード・ソフト施策を組み合わせた政策評価指標となっており、バランスが取れている。	・土砂災害と河川災害の発生は、予測が困難な地震を除けば、概ね降雨によるものである。情報提供システムの整備にあたっては、気象台等の関係機関も含め、お互いの雨量情報を共有し、土砂災害予測、洪水予測等を行い、市町村や一般県民にインターネット等で情報提供することとしている。今後も、関係各課と連携を図り、市町村や一般県民に対して情報が錯綜することが無いよう、受け手側にとってわかりやすいシステム整備に取り組んでいく方針である。	82	・情報提供システムの整備にあたっては、双方の雨量情報を共有したシステムとなっており、平成18年度初旬に暫定運用を開始する予定としている。平成18年度については、土砂災害警戒避難基準雨量提供システムを整備することとしており、土砂災害警戒情報の共同発表を行う予定としている仙台管区気象台と連携、試行を踏まえ、効率的かつ効果的なシステム整備に取り組む方針としている。	防災砂防課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
83	7	美しい県土の 保全と災害に強い 地域づくり	5	震災対策 の推進	各市町村防 災計画(震災 対策編)の更 新平均年数	3	・市町村防災計画(震災対策編)の更新平均年数,を政策評価指標としているが、全ての市町村で見直し更新をすべきか否かの判断材料がない。計画が完全に近い市町村とそうでない市町村とは、更新を要する頻度は異なると思われる。	・更新は、大きな災害や、国、県の基準の大幅な変更や、社会情勢の変化等を考慮し、必要の都度見直しするよう要請している。	83	・該当なし	危機対策課
84							・県・市町村の共同で地域防災計画見直しの基準を策定し、見直しが必要な市町村を定めた上で、防災計画を見直した市町村数(割合)を指標とした方が実質的である。	・機会あるごとに、見直しの基準を示し、修正要請をしているが、必要な市町村等の把握などを行っていないことから、今後検討していきたい。なお、今後は施策体系・内容の整理・再考も含め、より実質的な指標について検討する。	84	・18年度は合併市町村の新たな防災計画の策定が、課題となることから、対象市町をしばって指導・助言する予定。	危機対策課
85							・大規模震災対策事業の個別事業について、改善対象の現状や採択基準の記述があるとよい。	・意見に基づき、木造住宅震災対策事業(3事業)及びブロック塀等地震対策総合事業について、改善対象の現状及び事業対象を「施策実現までの道筋」欄に記述する。 「施策実現までの道筋」の欄に次に変更する。 木造住宅震災対策事業(3事業を1欄にまとめて記述) 対象住宅は約22万戸(このうち約9割、20万戸程度が耐震性に問題有り)であり、これら住宅の耐震化の環境整備を進める。これにより、大地震による住民の生命・財産の被害軽減を図る。 具体には、住民への普及啓発、技術者育成等に努め、耐震診断及び耐震改修工事費用の一部を助成する。 ブロック塀等地震対策総合事業 対象ブロック塀等(小学校スクールゾーン内通学路沿いの特に危険なものは、536件(H14年度調査時)あり)の撤去費用を助成する等により、大地震時の通行の安全性向上を図る。	・平成18年度予算に次のとおり反映させた。 木造住宅等震災対策事業 対象となる住宅の耐震化の環境整備を進め、大地震による住民の生命・財産の被害軽減を図る。また、危険ブロック塀等の除却を推進し、通行人等の人的被害の軽減を図る。 具体には、住民への普及啓発、技術者育成等に努め、耐震診断及び既成市街地内の避難路等に面した住宅の倒壊による道路閉塞の恐れのある場合の耐震改修工事費用の一部を助成する。また、小学校スクールゾーン内通学路に面した危険ブロック塀等の除却費用の一部を助成する。	85	・住宅産業振興室
86							・大規模震災対策事業として個別の建物改修が挙げられているが、ライフラインや避難所の確保など、より行政として優先度を置くべき取組みが見えてこない。	・ライフラインは民間施設であり、避難所は原則市町村が指定し、運営することになっており、県の政策評価として取り上げることは、難しいと考えるが、今後関係機関等への理解を深めていきたいと考えている。	86	・避難所運営は、住民生活に重要なことであり、物資の迅速な搬入等について自衛隊等と検討しているところであり、今後、その他の生活関連についても、関係機関と調整していく。	危機対策課
87							・ソフト的対策として宮城県沖地震の想定震度分布などをわかりやすく公開するとともに、危険度に応じて重点的に耐震化を進めるべきである。	・県でも第3次地震被害想定調査による震度分布図を公開しており、また、文部科学省等で類似のデータを公開していることから、目的に応じた活用方法についての周知に努める。	87	・危機対策課ホームページの見直しなどを行っているが、今後とも、わかりやすい情報発信に努める。	危機対策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課	
88	7	美しい県土の 保全と災害に強い 地域づくり	6	地震防災 のために 必要な施設、設備の 整備	防火水槽設置数	3	・政策評価指標「防火水槽設置数」や「消防ポンプ自動車数」の目標値の根拠は平時の「消防力の基準」と考えられることから、地震防災の目標値としての根拠の説明が必要である。なお、指標の実績値は毎年把握できるよう県独自の調査が望まれる。	・消防力の基準は、意見のとおり平時の基準であり地震防災に特化したものではない。しかしながら、平時の消防力を向上させることが、ひいては地震防災に寄与するものとする。 なお、指標実績値は、できる限り現況値の把握に努めたいと考えるが、市町村に新たな負担を強いることになるので、限界もある。	88	・該当なし	消防課	
89							・指標について、道路ネットワークが維持されなければ消防ポンプ車も役立たないという意味で、例えば道路の冗長性のような指標を工夫すべき。	・明確に指標として示すことはできないが、大規模地震直後から緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために策定している緊急輸送道路のうち1次防災拠点と結び1次緊急輸送道路については、原則2つのルート確保に努めている。	89	・橋梁耐震補強3カ年プログラムは平成19年度までに第1次緊急輸送道路について整備を完了させる計画であり、この計画に則り平成17年には6橋完了させ、平成18年には4橋完了させる予定である。	道路課	
90							・施設・設備の数でなく、整備水準の達している市町村数、施設・設備のカバー面積・人口等といった指標も考えられる。	・平時の基準に基づく整備水準ではあるが、3年毎に実施される消防施設整備計画実態調査のデータを指標として使用することが適当が検討する。	90	・消防水利について、消防施設整備計画実態調査のデータを指標として使用するよう改める。	消防課	
91							・施策の有効性評価等で「現況値が未確認なので判定不能」としている箇所があるが、県民に対し十分に説明するという姿勢がほしい。	・できる限り現況値の把握に努めたいと考えるが、データ提出元である市町村に新たな負担を強いることになるので、限界もある。	91	・該当なし	消防課	
92							・事業分析カードには指標に関連した2事業しか掲載されていないが、ライフライン、緊急避難施設などの事業の掲載の検討を望む。	・ライフラインは民間施設であり、避難所は原則市町村が指定し、運営することになっており、県の政策評価として取り上げることは、難しいと考える。	92	・該当なし	消防課	
93							・整備率の低い市町村から優先的に補助をすることとしているが、優先順位の具体的な考え方、基準が不明確。また、補完資料の充実をもとめたい。例えば市町村別施設・設備数、整備率、整備必要な地域エリア等。	・平成17年度から消防防災施設等整備補助事業は、市町村が必要な補助事業を選択し、活用できる市町村振興総合補助事業のメニューの1つとした。これにより、補助を受ける施設・設備は市町村自らが選択する。	93	・該当なし	消防課	
94								・補完資料は、消防課ホームページに掲載している消防防災年報のデータが提供できる。整備率等は、平時の基準である消防力の基準に基づくものであるが、消防施設整備計画実態調査が3年毎に実施されることから、3年毎に提供できる。(次回調査は平成18年度)	94	・該当なし	消防課	
95								・ガスメーターや石油ストーブ等では安全装置が普及しており、出火の危険性は下がっている。阪神淡路大震災時には、電気火災の比率が高かったという報告もあり、その対策にも力点を置くべき。	・施策1「地域ぐるみの防災体制整備」の中で、地震時における出火防止対策として、安全性を高めた電気機器類の一般家庭への普及啓発を行うとともに、適切な出火防止行動が取れるよう、県内消防本部や婦人防火クラブ連絡協議会等と連携し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図っている。	95	・該当なし 婦人防火クラブ育成指導補助金 500千円	消防課
96								・防火水槽でも非常時に飲料水または生活用水として使える水質を維持できるものを整備することが重要ではないか。その場合、水槽の容量についても考慮すべきである。	・水質維持のできる施設として、耐震性貯水槽(飲料水兼用型)があり、水槽容量は、規格化されたもので、40・60・100・1500立方メートル型がある。当該施設の整備は市町村が地域実情に応じて主に起債により整備している。	96	・該当なし	消防課
97								・地震災害の場合、他の災害に比べて復興までに長期化する傾向があるので、その間の被災者の「生活の質」の維持への配慮が必要である。	・長期の避難所生活に対応するため、保健医療スタッフやボランティアによる適切なサポートによる配慮を行うとともに、仮設住宅の充実や被災者への生活再建等、財政的支援も行っており、今後、その充実強化について検討しているところである。	97	・避難所生活者の長期化を踏まえた対応マニュアルの整備や災害ボランティアの受け入れ整備等の実施を進めている。	消防課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
98	8	地球環境の保全				2	<p>政策評価指標の実績値は3～4年前のデータから算出しており、前年度の県の施策の有効性を正当に評価することができない。県内部の統計データを用いるなど、国の公表を待たずスピーディに指標の実績値が算出できる方法を検討すべきである。</p>	<p>現在の政策評価指標は、その基礎となる統計データが確認できる時期との関係で、直近の施策評価に用いる上では課題を有するものとの認識を持っている。このため、今後この政策を構成する「新エネルギー等の導入促進」に関しては、より早期に確認可能な実績値を把握する方法を検討させていただきたいと考えている。</p> <p>一方で、この指標は地球環境の保全という政策レベルでの最終的な成果を確認する上では中長期的に適切な指標性を有するものとも考えており、個別事業の短期的な事業成果については、その内容に応じた個別の成果を示すなど、より分かりやすい説明に努めることで、政策レベルの指標の課題を補完していく。</p>	98	<p>・「新(自然)エネルギー等の導入促進」に関しては、その導入量を評価指標とする方向で調整中である。</p> <p>また、より早期に把握できる実績値をサブ指標として用いることを検討している。</p>	環境政策課
99							<p>一般的に、説明は具体的な数値等で示す必要があるのに抽象的で具体的でない。県民に分かりやすく説明する姿勢が問われている。また、国の方法論を全て受け入れるのではなく、県独自の取組みを大いにアピールする姿勢も必要である。</p>	<p>・県民への分かりやすい説明については、これまでも宮城県地球温暖化防止活動推進センターとの連携による環境家計簿関連情報の提供や宮城県環境レポートを通じ分かりやすい説明の工夫を行ってきたところであり、引き続きそうした取組に力を注ぐこととしている。</p> <p>また、この分野での県独自の取組として重点的に推進している「脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業」に関しては、県の広報媒体のみならず、パブリシティ(マスコミ等への取材協力)による事業アピールにも努めており、この2月、京都議定書発効の際のNHK番組(クローズアップ現代)でも全国のユニークな取組事例の1つ(紹介事例は2つ)として紹介されたほか、全国紙等でも取り上げていただいている。</p>	99	<p>・県自らの取組を数値等で分かりやすく伝える宮城県環境レポートを作成、公表(H18.3)したほか、県民の行動を促す環境家計簿の普及に向けた県政だよりでの特集(11月号)や省エネ性能の高い家電製品購入を促す省エネラベルキャンペーン(12～3月)を実施している。</p> <p>・平成18年度も地球温暖化防止や自然エネルギー等・省エネルギー促進に関し、県政TV番組やフルキャストスタジアム宮城の大型映像装置など様々な広報手法を活用してアピールに努めたいと考えている。</p>	環境政策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
100	8	地球環境の保全	1	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	1人当たり温室効果ガス年間排出量	2	・重視度80点に対して満足度が50点と低すぎるにもかかわらず、結果を率直に受け止めていない。さらに、県民満足度から事業群を「おおむね有効」と判定した説明が十分になされておらず不適切。	・重視度の高さに対し施策満足度の数字が低調に推移していることについては、真摯に受け止める必要があるものと考えている。ただ、当該分野での普及啓発活動による関心の高まりが指標の直接かつ大幅な向上に結びつきづらい中で、平成15年度から平成16年度にかけては、政策満足度に若干の向上(一般53→55、市町村50→59、学識者50→60)が見られることや、この分野での関心、認知度の向上に関しても、県の普及啓発活動がその一端を担っているものと考えられることなどからこのような判断をしたものである。	100	・該当なし	環境政策課
101							・事業費の少なさからと思われるが、県の努力があまり認められず人任せの印象は否めない。県が直接取組む事業がなければ効果は期待できないのではないかと。また、企業や住民の努力だけに期待するところが大きく、積極的かつ具体的な削減対策を県が指導すべきと考える。	・事業費については、平成15年度は従来の普及啓発関連事業に加え、県の新たな地球温暖化対策地域推進計画(脱・二酸化炭素連邦みやぎ推進計画)の策定と、これを具体的に推進する重点対策としての、脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業に係る予算を措置したのに対し、平成16年度は計画策定完了による予算減額を行ったものである。このように、各年度における予算は、その事業内容に応じたものとしている。 特に、新たな地域推進計画を策定した平成15年度からはより実践的対策の強化を目指し、脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業(事業所を対象とするもの)に着手しており、今後この成果の具体的検証などを進め、県内各地域での取組の活性化に役立てていくこととしている。 また、平成16年3月には、地球温暖化防止活動推進員(41名)を委嘱し、地域、家庭を対象とした地球温暖化対策の普及・啓発活動を推進している。	101	・平成18年度も引き続き脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業の成果検証とその波及に向けた取組を行うこととしている。 ・また、平成17年度は地球温暖化防止活動推進員を増員(41→60)して普及・啓発活動の強化に努めているほか、平成18年度新規の取組として県有施設を対象とするESCO事業導入可能性調査や、新(自然)エネルギー分野での地産地消導入促進モデル事業を実施する予定である。	環境政策課
102							・重点モデル地区における事業の結果、県内にどのような波及効果があったのかについて説明してほしい。	・県内各地への波及については、今後の成果検証を経て具体化することとなるが、現在想定している内容としては、「温泉街」「商店街」などモデル地区の事業所の特性等に応じた、効果的な対策のポイントや、取組の障害要因等を確認し、その内容を類似地域での取組に活かしたいと考えている。	102	・該当なし	環境政策課
103							・「1人当たり温室効果ガス年間排出量」とする政策評価指標そのものには問題がないと思われる。ただし、実際に県が何をなすべきかを考慮した場合、少なくとも「1人当たり二酸化炭素年間排出量」とその削減目標値なども明確に示すことが必要ではないか。	・ご指摘のとおり県としては温室効果ガス全体のほか「1人当たり二酸化炭素年間排出量」とその削減目標を明確に示す必要があるものと考えており、平成16年3月に策定した脱・二酸化炭素連邦みやぎ推進計画の中にもこれを明記した。 また、これとは別に、家庭での取組の参考となるよう、1世帯当たりの二酸化炭素排出量や家計への影響をイメージできる資料なども作成し、普及啓発に努めている。	103	・該当なし	環境政策課
104							・従来の政策評価指標「1人当たり二酸化炭素年間排出量」を削除した理由の説明が不十分である。	・京都議定書をはじめとする国内外の地球温暖化対策においては、「温室効果ガス」として二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の計6種類のガスを対象としている。こうした国内外の動向を踏まえ、平成16年3月に策定した脱・二酸化炭素連邦みやぎ推進計画では、排出抑制の対象とする温室効果ガスを同様の6種類のガスとし、削減目標を県民1人当たりの温室効果ガス排出量に設定した。政策評価指標の変更は、これを反映したものである。	104	・該当なし	環境政策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
105							<p>平成13年は県内の二酸化炭素年間排出量が前年から減少したようだが、その要因の分析が記述されておらず、県の指導による効果かどうかの検証もなされていない。特に、民間の太陽光発電設備に対しては、住宅建設業者等の努力による伸びと考えられるが、県の関与の影響が大きいのであればその内容について説明されたい。</p>	<p>平成13年の県内の二酸化炭素排出量の減少(前年比1%202千t減)は全国的な経済活動の停滞にともなって県内産業部門の約8割を占める製造業からの排出量が減少(267千t)したことが主な原因と考えている。</p> <p>また、これまで民間の太陽光発電設備が順調にその数を増やしてきている要因としては、新エネルギー財団が行っている設備補助の影響が大きいものと考えている。新エネルギー関連機器の導入にあたっての最大の障害であるコストを少しでも軽減しつつ、需要の拡大による量産効果で設備価格の低減を図ろうとする国の政策が一定の成果を挙げってきたものと評価している。県ではこの制度の利用広報への協力や制度の継続を求める活動を行っており、その伸びの一端を担っているものと考えている。</p> <p>さらに、県施設での新エネルギー設備の率先導入、関連イベントや普及啓発活動なども、太陽光発電設備を含む新エネルギーに対する県民の理解を進める役割を持つものと考えている。</p>	105	<p>平成17年度、県施設の宮城野高等学校と宮城大学食産業学部にも太陽光発電設備を導入したほか、県民に新(自然)エネルギー等の導入や理解を促すクイズ形式のイベント(いいモノテクノフェア内出展)実施や県政TV番組での導入事例紹介などに取組んでいる。</p> <p>また、12月には民間事業者の協力を得て、県庁前に太陽光発電設備とLEDイルミネーションを設置し、県民の関心を喚起するイベントを行った。</p> <p>平成18年度も引き続き関連イベントや普及啓発事業を実施する予定である。</p>	環境政策課
106	8	地球環境の保全	2	新エネルギー等の導入促進	1人当たり温室効果ガス年間排出量	2	<p>小・中学校等への太陽光発電設備の普及については県が責任を持って市町村等を指導すべきではないか。一昨年度は「児童教育における太陽光発電の重要性から学校に設置し教育に役立てたい。」と説明があったにもかかわらず、導入がゼロであったばかりか、今回は「事業主体が市町村でありそこまで指導できない。」との回答であった。</p>	<p>小・中学校等教育関係施設への太陽光発電を含む新エネルギー設備の普及については、その教育的効果も含め積極的に推進していくべきものと考えている。これまで、県内では仙台市のほかに具体的導入事例がなかったが、平成16年度は田尻町内の3つの小学校が太陽光発電や小型風車などを導入している。この田尻町の取組に対し、県では前年度の新エネルギービジョン策定から、16年度の国の補助金活用に至るそれぞれの場面で、職員の派遣その他情報提供を通じて支援してきたものであり、今後こうした市町村の取組が拡大するように努めていきたい。</p> <p>なお、平成16年度は、将来の県内の新エネルギー導入や省エネルギーの促進を図る上で極めて重要な意味を有する基本計画策定に向けた作業に着手したほか、これまでの普及啓発活動の継続に加え、この分野での県民、事業者の取組を促す新たな表彰制度を導入するなど、取組の強化に努めてきたところである。</p>	106	<p>県内の新(自然)エネルギー等の導入促進に関する基本計画を平成17年9月に策定しており、計画推進に向け、地域、市町村における新(自然)エネルギーの利活用を促すこととしている。</p> <p>こうした中、平成17年度は県が町の新エネルギービジョン策定の助言を行っている加美町をはじめ、多賀城市、栗原市の小学校が校舎の整備に合わせて太陽光発電設備を導入している。</p>	環境政策課
107							<p>基本票に掲載されている事業は基本計画の策定及び啓発パンフレットの作成であり、県自ら率先して導入する事業が記載されていないので、その有効性、効率性の説明も具体的でない。</p>	<p>新エネルギー設備に関する県自らの率先導入は、県関係施設の新設、改修などに併せて、可能な限り経済合理性との調和を図りながらその実現に努めているところである。平成16年度はそうした意味で、具体的設備導入が無かったものである。県では平成15年に白石工業高等学校(太陽光20kW)や県立こども病院(コージェネ440kW)に関連設備を導入したほか、平成17年度は宮城野高等学校(30kW)や宮城大学(30kW)などでの導入を予定しており、引き続き着実な導入に努めたいと考えている。</p>	107	<p>平成17年度の県の率先導入に関する実績については上記のとおり。平成18年度については県有施設を対象とするESCO事業導入可能性調査の実施を予定している。</p>	環境政策課
108							<p>政策評価指標は従来の「一人当たり二酸化炭素年間排出量」から「1人当たり温室効果ガス年間排出量」に変更したが、その結果、ますますばやけた指標となり問題である。例えば、「新エネルギーによる発電量」とすることが適切と思われる。なお、指標の変更に際しては前向きに相談に応ずる。</p>	<p>新エネルギー等の導入促進に関しては、現在進めている基本計画の策定にあわせて、早期に確認可能な実績値を把握する方法でその進捗管理に努めたいと考えており、これにともなう政策評価指標の変更については、知見を有する関係者のご助言を得ながら進めていきたいと考えている。</p>	108	<p>上述(No.98)のとおり新たな評価指標とサブ指標を調整、検討している。</p>	環境政策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
109	9	環境負荷の少ない地域づくりの推進				5	・政策評価指標の妥当性、各施策の有効性が認められ評価も妥当である。		109		環境対策課
110							・今後は施策7「環境負荷を減らす仕組みづくり」の中で、県民の生活様式を変えていく視点での事業を検討することが望まれる。	・県民の生活様式を変えていく視点での事業については、省エネ・省資源によるより環境負荷の少ない暮らし方などについて、どのような取り組みができるか検討したい。	110	・該当なし	環境対策課
111	9	環境負荷の少ない地域づくりの推進	1	大気環境の保全	窒素酸化物排出量(自動車からの)	3	・低公害車は窒素酸化物の排出削減効果はあるが、全体的な削減量はまだ少ない。また、低公害車の県内保有台数の増加は、県の事業実施の効果とみることができるとも疑問である。むしろ、ディーゼル代替を進めることが重要であるが、県の対策は不十分であり有効とはいえない。	・ディーゼル代替を進めることは必要であり、ディーゼル車に代えてCNG車などの低公害車を率先導入している事業者を県のホームページに掲載するとともに、その中でより優れた者については知事表彰するなど、啓発に努めている。今後もより有効な方策を検討し、ディーゼル代替を進めていきたい。	111	・平成18年度も種々の啓発普及活動を実施するべく、予算措置した。	環境対策課
112							・施策満足度が低下している原因を分析する必要がある。	・施策満足度の低下については、県民満足度調査の調査内容を調べるなど原因の分析に努めたい。	112	・該当なし	環境対策課
113							・パーク・アンド・ライドのように、社会的取組が要求されるような事業を積極的に進めることがより効果的と思われる。	・パークアンドライドは、TDMの一環として都市計画課が所管している事業である。環境サイドでこのような社会的な取り組みができるかどうか、関係課から情報を収集して検討したい。	113	・該当なし	環境対策課
114							・政策評価指標「窒素酸化物排出量(自動車からの)」自体は妥当と思われるが、目標値を達成することは困難な状況である。目標値の見直しを検討するとともに、算定方法は計算値でなく実測値を考慮したものとするなどの検討も必要ではないか。	・目標値の見直しや実測値を考慮した算定方法について検討を行い、次期自動車交通公害防止計画に反映させたい。	114	・平成18年度に(仮称)第二次宮城県自動車交通公害防止計画を策定するべく、予算措置した。	環境対策課
115	9	環境負荷の少ない地域づくりの推進	2	河川や湖沼、海等の水環境の保全	公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質	5	・政策評価指標「公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質」は目標を達成しており各事業の成果が認められ、評価も妥当である。	・平成15年度現況値は1.7mg/lであり、政策評価指標目標値の2mg/lを達成している。	115	・E類型3河川、D類型3河川について、より上位のC類型にランクアップする告示を行った。	環境対策課
116							・ただし、県民の施策満足度は50点と低調な状況が続いており、要因を分析し適切な対応を講じる必要がある。	・県民は川、湖沼などの水環境のよりよい保全を重要視しているが、一部でも汚れている水域があれば現状には満足しないと思われる。また、満足度調査の設問で「水環境(特に水質)」としているが、県民は水辺などを含めたものを水環境ととらえており、水質のみでは満足しないものと思われる。これらが満足度が低調な原因と考えられる。	116	・該当なし	環境対策課
117							・水質以外の水環境に対する事業、例えば自然保護課の「伊豆沼の水環境保全対策」についても積極的にアピールすべきと思われる。分かりやすい資料で発表・公表することにより県民の理解と関心度が更に増すものと思われる。	・環境白書、関係課によるホ-ムペ-ジでの情報発信を検討する。	117	・環境白書の発行(17年12月)	環境対策課
118	9	環境負荷の少ない地域づくりの推進	6	ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進	ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの)	6	・政策評価指標「ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの)」の推移からこれまでの事業の効果が確認でき、評価も妥当である。		118		環境対策課
119							・直近2年間の事業は、目標値達成に対する直接的寄与は認められないが現状では妥当と判断される。		119		環境対策課
120							・焼却施設の老朽化に伴い、今後は広域化による大規模施設の建設が見込まれることから、ダイオキシン類排出量の更なる削減が期待できる。その際も適切かつ効果的な県の関与を望む。		120		環境対策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課	
121	11	循環型社会の形成				4	<p>・以前から指摘しているとおり、施策1「排出量の抑制」、施策2の「リサイクル」、及び施策3の「適正処理の推進」は、事業や政策評価指標が重複している結果、評価内容を見ても各施策の関係がすっきり見えてこない。特に、施策が異なる「リサイクル」と「適正処理の推進」が同一指標で評価していることは問題である。</p> <p>・政策評価指標の排出量（一廃・産廃）の目標値は1997年の排出量レベルとしているが、全国平均と本県の推移とは大きく異なっており(全国は過去10年間ほぼ1100g/d・人程度で推移。本県は980 1100と増加傾向)、その要因を詳細に分析した上で目標値を設定すべきである。</p> <p>・政策評価指標の目標値と現況値にあまりに大きな離れがある場合は、達成可能なレベルへ変更することの検討も必要ではないか。</p>	<p>・施策1～施策3については、内容的に関係が深いものが多く、事業も重複しているものが多いため、同一指標で評価しているものとなっているが、今年度行っている「宮城県廃棄物処理計画の中間見直し」の中で現状分析や事業等を整理し、現目標値の変更や補完的評価指標の設定などを検討する。</p>	121	<p>・今年度、宮城県廃棄物処理計画の中間見直しを行い、目標値・指標等に検討を加え、産業廃棄物の再生利用率について、上方修正(31%)を加え、その他は、現状のままとすることで宮城県環境審議会の承認を得た。</p> <p>・これらは、宮城県廃棄物処理計画に替わる新たな計画として宮城県循環型社会形成推進計画を策定し、その中に盛り込まれた。</p> <p>・なお、施策「廃棄物の適正処理の推進」にかかる指標が検討課題となっていたが、不法投棄防止対策の成果も踏まえた政策指標として、「不適正処理された産業廃棄物の残存量」を設定し、政策評価を行うこととした。</p>	資源循環推進課	
122	11	循環型社会の形成	1	廃棄物の排出量の抑制	1日1人当たりごみ排出量	4	<p>・施策目的達成には分別などの促進が重要であるが、それを強力に推進する事業が見当たらない。</p>	<p>・一般廃棄物の分別の促進については、廃棄物処理法上一義的に市町村で行うこととなっており、県としては、県分別収集促進計画を策定し、平成22年度までに全ての市町村で容器包装リサイクル法に基づく10区分の分別が行われるよう指導したところである。</p>	122	<p>・引き続き、進行管理に努めて行く。</p>	資源循環推進課	
123							<p>・このほか、「ごみ減量化・再資源化促進事業」として「ワークショップ」を通じた市町村への情報提供や先進事例の紹介、市町村が行う先進的事業への補助等をおこなっており、市町村の取組を支援している。</p>	123	<p>・「ごみ減量化・再資源化促進事業」は、平成17年度終期となっていたが、事業継続の必要性や市町村等の継続要望を受け、平成22年度まで終期延長が認められ、必要経費が予算化された。</p>	資源循環推進課		
124							<p>・ごみ排出量の実態データは、仙台市のように削減対策が効果的に実施されている地域とそうでない地域を分けて分析するなど十分に実態を把握した上での指導や支援が望まれる。</p>	124	<p>・市町村別の現状分析や取組の状況については、「循環型社会形成推進計画」の策定作業の中で、整理・解析し、環境審議会への諮問やパブリックコメントの募集、ホームページ等を通じて公開すると共に、市町村とワークショップを通じて現状や問題認識を共有しており、今後の計画策定や事業等により支援、指導していく。</p>	124	<p>・市町村別の現状分析や取組の状況については、国の実態調査に合わせ、随時把握・分析に努め、新たに策定した宮城県循環型社会形成推進計画に基づき、市町村とワークショップを通じて現状や問題認識を共有し、市町村一般廃棄物処理計画等の策定支援や取組について助言・指導していく。</p>	資源循環推進課
125							<p>・種類別の排出量推移などの現状分析と、廃棄物削減に向けた解析を積極的に行う必要がある。数字をもって事業実施の効果を評価されたい。</p>	125	<p>・一般廃棄物については、毎年、市町村毎、種類毎の排出量等を把握している。産業廃棄物については、5年ごとの大規模な調査、それ以外の年の実態推計調査により、実態を把握している。それらについては、今年度行っている「宮城県廃棄物処理計画の中間見直し」の中で分析を加えておりその結果を踏まえて、重点プログラム等を設定し、事業等の整理などを行うとともに、現目標値の変更や補完的評価指標の設定などを検討する。</p>	125	<p>・新たに策定した宮城県循環型社会形成推進計画の中で、重点プログラム等を設定し、目標値の一部変更や補完的評価指標の設定などを行った。今後、これらの把握に努め、効果の評価を検討することとしている。</p> <p>・一般廃棄物については、来年度も市町村毎、種類毎の排出量等を把握することとしている。</p> <p>・産業廃棄物については、実態推計調査を予算化し、実態を把握することとしている。</p>	資源循環推進課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
126	11	循環型社会の形成	2	廃棄物の資源化によるリサイクル	産業廃棄物再生利用率	4	・データを分析する限り、政策評価指標の「産業廃棄物の再生利用率」は頭打ちの状態と思われる。埋立処分率も7%程度と高いレベルを確保している。どの廃棄物をリサイクルすれば目標が達成できるのかを示す必要がある。	・今年度行っている「宮城県廃棄物処理計画の中間見直し」の中で指摘のような現状分析を加えており、重点プログラム等を設定し、事業等の整理などを行うとともに、現目標値の変更や補完的評価指標の設定などを検討することとしており、現在、目標達成に向け「下水汚泥」、「建設廃棄物(がれき類・木くず)」、「食品廃棄物(動植物性残さを含む)」等の3R(発生抑制(Reduce),再使用(Reuse),再生利用(Recycle))に重点的に取り組むこととしている。	126	・新たに策定した宮城県循環型社会形成推進計画の中で、重点プログラム等を設定し、目標値の一部変更や補完的評価指標の設定などを行った。今後、これらの把握に努め、効果の評価を検討することとしている。 ・特に目標達成に向け「下水汚泥」、「建設廃棄物(がれき類・木くず)」、「食品廃棄物(動植物性残さを含む)」等の3R(発生抑制(Reduce),再使用(Reuse),再生利用(Recycle))に重点的に取り組むこととしている。	資源循環推進課
127							・なお、政策評価指標分析カードでは当該指標の難易度を「実現がかなり困難なチャレンジ型目標」としているが、実績値は目標値に肉薄しており見直しが必要ではないか。	・全体的には、目標値に対して達成が困難と思料しているが、目標値に肉薄している「産業廃棄物の再生利用率」については、新たな目標値について検討している。	127	・新たに策定した宮城県循環型社会形成推進計画の中で、「産業廃棄物の再生利用率」については、目標値を31%に引き上げた。	資源循環推進課
128							・一般廃棄物のリサイクルについては、進んでいる仙台市とそれ以外の地域を分けて分類・解析し、それぞれの地域特性に応じた対策を講じるべきである。なお、目標値は年々一定の割合で上昇するが、実績との乖離は広がる傾向であることを認識し見直す必要がある。	・一般廃棄物のリサイクルの促進についても、市町村がそれぞれの実情に応じて取り組んでおり、県としては、地域別の現状分析や取組の状況について、市町村とワークショップを通じて認識を共有するとともに、指導しており、今年度行っている「循環型社会形成推進計画」の策定作業の中で、解析、整理し、その結果を環境審議会への諮問やパブリックコメントの募集、ホームページ等を通じて公開すると共に、今後の計画策定や事業等により特性に応じ支援、指導していく。	128	・一般廃棄物のリサイクルの促進について、市町村がそれぞれの実情に応じて取り組んでおり、県としては、地域別の現状分析や取組の状況について、講演や市町村とのワークショップ等を通じて認識を共有するとともに、指導を行っている。また、市町村や環境審議会等の意見を聞きながら「循環型社会形成推進計画」を策定(平成18年3月)し、新たな目標値を設定した。	資源循環推進課
129	11	循環型社会の形成	3	廃棄物の適正処理の推進	産業廃棄物再生利用率	4	・事業群は概して有効性が認められ評価できるが、中間処理施設や最終処分場での適正処理の把握や不法投棄の防止を図るための事業が見えない。	・適正処理の把握や不法投棄の防止を図るため、「産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業」により監視パトロールや指導を行っているほか、「産業廃棄物不法投棄監視強化事業」により、休日、早朝、夜間の監視の強化、ヘリコプターによる上空からの監視等を実施し、不法投棄の未然防止や早期発見・早期対応に努めている。 また、「産業廃棄物処理システム健全化促進事業」により、GPS、インターネット等の先進情報技術を活用した廃棄物処理情報透明化の取組を検証し、廃棄物処理システムの健全化を促進する。	129	・該当なし	資源循環推進課
130							・建設廃棄物の再生利用率は98%と良い成果をあげているようであるが、実態について十分に調査把握する必要がある。特に、中間処理業者は苦労しており十分な指導と支援をすべきである。	・産業廃棄物処理施設の維持管理状況を把握し、適切な指導を行うため、定期的に立入検査を実施している。	130	・下記指標見直しにより対応	資源循環推進課
131							・再生利用等の実態については、次年度調査を検討しており、調査の結果等をもとに、中間処理業者等を含め指導・支援して行くこととしている。	・不法投棄防止事業等の成果を踏まえながら、新たな指標の設定について検討していく。	131	・下記指標見直しにより対応	資源循環推進課
132							・政策評価指標「産業廃棄物再生利用率」は適当ではない。リサイクルされている廃棄物の環境汚染防止処理件数や、不法投棄防止事業等による成果がわかるような指標が望ましい。	・不法投棄防止事業等の成果を踏まえながら、新たな指標の設定について検討していく。	132	・指標を見直し「不適正処理された産業廃棄物の残存量」を設定する	資源循環推進課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
133		12 産業技術の高度化に向けた研究開発の推進				4	・厳しい予算の制約のもとでは、何を目標とした研究開発なのかという点をさらに明確に示す必要がある。大学や他の研究機関との違いを意識しながら、県として必要不可欠な研究開発が何なのかをしっかりと説明すべきである。	・県民生活や産業社会の活性化等へ貢献するため、地域生産活動に係る基礎的調査や技術課題の解決等の効果的な研究開発に取り組んでいるところであり、その内容についてより一層明確な説明に努めていきたい。	133	・該当なし	研究開発推進課
134					・当政策は産業政策の上流であるが、農業分野を除き県民の必要性の認識が概して低い点がかかる。県として研究開発の必要性を県民に伝えていく努力が必要と言える。		・ホームページ、施設公開、県政出前講座等を通じて、それぞれの産業分野の研究開発の必要性、成果のPRに努めていきたい。	134	・該当なし	研究開発推進課	
135					・分野毎の投資配分が本当にこれでよいのかしっかり議論すべきではないか。農業部門と比較して工業部門の予算は少なすぎる。投資対効果を重視し、長期的視野に立って成果が期待できる分野への研究開発に重点を移すことが必要ではないか。		・県では、これまで「宮城県科学技術振興指針」、「宮城県産業振興アクションプラン」、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」、「新世紀みやぎ森林・林業ビジョン」、「水産業の振興に関する基本的な計画」における基本目標に基づき、各産業分野における産業技術開発に係る推進構想を策定し、地域産業ニーズや行政ニーズ等を適切に踏まえた上で、試験研究課題を設定しつつ効果的な研究開発に取り組んでいるところである。県としては、産業構造を踏まえた一次産業系の高度化、水産資源や海洋環境の調査等必ずしも投資対効果が高いとは言えない研究も実施し、産業を下支えしていく必要がある。その上で、公募型の競争的資金の獲得などにより研究資金の一層の増大を図り、研究予算を確保し、研究開発を推進していきたいと考えている。	135	・該当なし	研究開発推進課	
136					・政策評価指標「産業技術研究成果普及率」を全ての施策に適用しているが、商品化・実用化等の定義が必ずしも明確でないため、研究開発が実際にどのような成果(効果)をもたらしているのかの評価・判断が難しい。普及率の定義を明確にし、施策を超えて適用できるよう、定義の統一をはかる必要がある。また、知的所有権の登録件数等、外部にも具体的な成果が見える評価指標が必要である。		・本県の試験研究機関における研究開発の推進にあたっては、産業界のニーズを的確に把握しながら地域産業の振興に貢献することを基本方針としている。特許出願数等も指標となりうるものと考えられるが、地域への波及効果に重きを置き、特許を活用した商品開発や生産現場への技術導入、技術相談件数などを加味したのとして「研究成果普及率」を指標としている。なお、本指標では、商品化・実用化等の普及に関する考え方をより明確にし、指標としての有効性を高めていきたい。(他産業系の評価指標についても同様)	136	・該当なし	研究開発推進課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
137	12	産業技術の高度化に向けた研究開発の推進	1	創造的研究開発の推進	産業技術研究成果普及率	4	・厳しい予算の制約のもとでは、本施策のような分野横断的かつ成果重視型のプロジェクトに重点投資していく必要がある。その意味でこの施策の今後の動向が大いに注目される。また、特にこの施策の成果については、県民へのアピールも重要と言える。	・公募型の競争的資金の獲得などにより研究資金の一層の増大を図り、本分野のプロジェクトを効果的・効率的に推進し、地域産業の活性化と競争力強化に努めるとともに、ホームページを通じて、成果のPRに努めていきたい。	137	該当なし	研究開発推進課
138							・創造的付加価値創出型研究開発等推進事業内容の説明が抽象的であり、対象となるプロジェクトの内容を「事業分析カード」の事業内容欄に具体的に記載されたい。	・創造的付加価値創出型研究開発等推進事業については、産業経済部所管の「県立試験研究機関の業務評価に関する指針」に基づき、県政課題の解決に向けた重要な業際連携型プロジェクト等について、外部評価のプロセスを経て試験研究に取り組んでいる。事業を総合的な内容表現で止めているので、今後は、具体的な試験研究課題名、内容などを記載する。	138	該当なし	研究開発推進課
139							・政策評価指標「研究成果普及率」は、他施策に係る部分を除外しなければ本施策の正当な評価ができない。	・本施策分野に係る「業際連携型プロジェクト」は、平成13年度から取り組みを開始し、共同研究の内容充実、深化を重ねて今日に至っている。これまで取り組んだ4つのプロジェクトについては、プロジェクトの総量や各産業系の評価指標との整合性から総括した「研究成果普及率」で示しているが、これに代わる適切な指標は現時点ではみあたらず、今後検討していきたい。	139	該当なし	研究開発推進課
140	12	産業技術の高度化に向けた研究開発の推進	2	農業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	4	・生産者のニーズにマッチした研究開発の内容となっているが、プロジェクトが広範囲に分散しすぎて十分な成果をあげていないのではないかといった点を確認にチェックされたい。	・本施策分野においては、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に基づき、今後推進すべき試験研究の基本方向等を示した「農業試験研究推進構想」を策定し、重点目標を掲げ、地域ニーズを適切に踏まえた実効ある試験研究に取り組んでいるところだが、その具体的な内容を記載し、試験研究の成果や予算配分などが県民に分かるよう努めていきたい。	140	該当なし	研究開発推進課
141							・事業分析カードでは、国庫補助事業・県単独事業等を分けて記載し、また、研究開発のおおきな柱とおよその予算配分がわかるよう工夫されたい。	・同上	141	該当なし	研究開発推進課
142							・政策評価指標「研究成果普及率」は、他施策に係る部分を除外しなければ本施策の正当な評価ができない。生産者、消費者の意識が急速に変化しており、スピードと消費者ニーズにあった開発がどのように進行しているのかわかりやすい指標が必要である。	・次回までに本施策分野における「産業技術研究成果普及率」とする。	142	該当なし	研究開発推進課
143	12	産業技術の高度化に向けた研究開発の推進	3	林業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	3	・予算が極めて限られているため、林業振興課との連携はもちろんのこと、他の産業分野との関連を強化して成果のあがる研究開発を目指してほしい。	・公募型試験研究や競争型試験研究に応募する等外部資金を活用した試験研究を推進するとともに、地域産業ニーズ等に的確に応え、実効性の上がる研究成果を得て、地域産業振興を図るため、民間企業などからの受託、同類機関や異業種と連携した共同研究を一層推進していきたい。	143	・独立行政法人及び大学等に試験研究の実施を働きかけて、受託試験研究2課題(今後さらに1課題追加調整中)を実施する予定である。	研究開発推進課
144							・森林は重要な資源にも関わらず市場に任せて放置されている。一方、林業の振興は、自然との多様な連関があり幅広い影響があることから、長期的視野に立ち研究開発のあり方を再検討すべきではないか。	・林業の試験研究は、「宮城県林業試験研究推進構想」に基づき進められているが、その中で生物多様性保全や多様な機能を高度に発揮しうる森林管理に向けた研究を行うこととしている。これに関連した里山における生物多様性の研究は緒に就いたばかりだが、今後とも木材の効果的生産だけでなく、地球温暖化防止対策に寄与するという観点からも森林の研究を進めていきたい。	144	・地球温暖化防止対策、国際指針に沿った森林吸収量の算定等に必要バイオマス量のデータ収集を行う受託試験を実施する予定である。	研究開発推進課
145							・政策評価指標「研究成果普及率」は、他施策に係る部分を除外しなければ本施策の正当な評価ができない。林業分野に特化した研究開発の普及度、技術相談件数等、実態を踏まえた指標とすべきである。	・次回までに本施策分野における「産業技術研究成果普及率」とする。	145	該当なし	研究開発推進課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
146	12	産業技術の高度化に向けた研究開発の推進	4	水産業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	4	・研究開発の内容や情報をタイムリーに県民に告知し、消費者のニーズや不安に応える努力も進めて欲しい。また、さらに生産者や業界団体との連携を強化し、ブランド力の強化を促進する必要がある。他産地との差別化、消費拡大につながる視点が重要であり、加工、調理法の開発・普及等消費者ニーズを先取りした発想が必要である。	・関係各課と連携し、消費者、生産者、業界団体等の意見を組み入れた研究開発に努めるとともに、ホームページ、施設公開、県政出前講座等を通じて、タイムリーな成果のPRに努めていきたい。	146	・該当なし	研究開発推進課
147							・将来的には、県内に分散している各研究開発施設間の重点化ないしは連携・統合化を目指す時期に来ていると思われる。	・現在、各試験研究機関における役割分担等について検討を進めており、研究開発にあたって効果的な組織形態、組織運営を図っていきたい。	147	・該当なし	研究開発推進課
148							・政策評価指標「研究成果普及率」は、他施策に係る部分を除外しなければ本施策の正当な評価ができない。また、事業分析カードでは研究成果の移転件数、相談件数、知的所有権等、当水産試験場の研究成果が見える指標が必要である	・次回までに本施策分野における「産業技術研究成果普及率」とする。	148	・該当なし	研究開発推進課
149	12	産業技術の高度化に向けた研究開発の推進	5	工業分野の研究開発	産業技術研究成果普及率	5	・他の分野と比較して、限られた予算の中で「選択と集中」を進め、効果をあげていこうとする努力がみられる。産業界の期待が大きく成果も現れている。継続した取組みが期待されている。	・引き続き本分野における研究開発を推進していきたい。	149	・該当なし	研究開発推進課
150							・工業分野の研究開発に対して、県民の関心が相対的に低い点を重視し、その意義や価値をもっとアピールする必要がある。	・ホームページ、施設公開等を通じて、研究開発の必要性、成果のPRに努めていきたい。	150	・該当なし	研究開発推進課
151							・政策評価指標「研究成果普及率」は、他施策に係る部分を除外しなければ本施策の正当な評価ができない。また、業績指標を単に「試験研究課題数」としているが、研究の「内容・重要性」が大事であり、そのような視点で表現するよう工夫されたい。	・次回までに本施策分野における「産業技術研究成果普及率」とする。業績指標における「質」の重要性については、今後、研究の「内容、重要性」が反映できる指標を検討していきたい。	151	・該当なし	研究開発推進課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
152	13	新成長産業の創出・育成				5	・それぞれの分野の差はあるが全般的に活性化が進展している。失業者の起業においても順調に創業・起業者を派出しており、成果が現れている。新成長産業の創出には、関連部門間や関連者の「連携」が特に重要であり持続した取組みが望まれる。	・今後とも、イノベーション(技術革新)のシーズとその蠶(うごめ)きを敏感に把握し、既存概念にとらわれない取組みを行う。 ・中小企業の場合は特に、複数の企業が連携してイノベーションに取り組むことが成功率を上げるものとなるので、「連携」を十分に意識して取り組む。	152	・国の新産業創造戦略としての「燃料電池」「ロボット」「情報家電」等、県として加える「医療福祉」「環境(新エネルギー等)」の取組みは、H18予算で新たに光関連産業育成支援事業など、基礎部分の動きを活発化させることとしたほか、医療福祉については、生活支援機器として括り、扱う情報量を多くし、実現に向けてはクラスターの集積を意識して取り組む。	新産業推進課
153						・新成長産業の創出・育成の成果を、全県民に対しアピールできるような政策評価指標の検討を継続的に取り組んでほしい。	・指標については、表現力のあるものへの変更を検討する。	153	・当面食に関して変更し、今後とも表現力を意識して検討することにする。	新産業推進課	
154	13	新成長産業の創出・育成	1	医療・福祉関連産業の創出・育成	医療・福祉分野における産学官共同による先端的な研究成果移転件数	4	・開発に長時間を要し息の長い取組みが求められる医療分野と、小さな工夫やニーズの充足によって対応可能な福祉分野では、同じ開発でも取組み方が相当に異なるため、両分野をある程度峻別した戦略が必要である。また、医療・福祉分野ともに、スピードを上げて産業化実現に結びつける必要がある。	・医療と福祉を峻別した取組みに努め、成果のみえる対応をとりたい。	154	・福祉関係では、地元企業の福祉機器参入を支援する等を行っている。 ・H18年度については、事業統合により、「生活支援機器産業育成・支援事業」とし、効率性を追求することとした。	新産業推進課
155						・事業分析カード中「活動によりもたらされた成果」欄の記載内容は、過去3年間目覚ましい成果をあげていないように読めてしまう。最近の企業コンソーシアムの新しい取組みの記述があってもよいのではないか。	・これまで、事業予算の有無を基本に記載してきたところであるが、全体事業終了後に成果の見える場合や、キャッチアップやマッチングというハンドリングで成果となるものなどを考慮の上表記を行うこととしたい。	155	・上記企業の他、sendaiセントの開発・販売、嚙下訓練食(誤嚥防止食)普及連絡会議等、非予算的支援を引き続き行っていく。	新産業推進課	
156						・前述のとおり、医療と福祉の評価を一緒に行うことは必ずしも適切とは思えない。政策評価指標も分けて検証する必要がある。	・これまで、機器開発を中心に政策評価指標としてきたところがあるので、医療分野と福祉分野という括りで下記指標などについて検討したい。 医療関係：医療関係の産学・産産マッチング件数 福祉関係：試作品の数＋商品化数	156	・「機能性食品等開発普及支援事業」や「生活支援機器産業・育成支援事業」を重点事業として、それぞれの分野に今後も積極的に取り組むこととしているほか、指標としてより実務的で継続的な数値を検討していくこととしている。 ・H17の評価までは、従来の指標を継続する。	新産業推進課	
157	13	新成長産業の創出・育成	2	環境関連産業の創出・育成	環境関連分野における先進的技術の実用化・事業化件数	5	・環境関連産業は幅が広いので、どの分野に集中・特化し支援するのか戦略の明確化が不可欠である。また、その集中・特化した分野について、県民にアピールしていくことも継続して実行して欲しい。	・この施策で取り扱う環境関連産業は、いわゆる新エネルギーに関わる分野であり、燃料電池や太陽光発電に係るものである。実生活において成果が実感されるまでには時間を要することも多く、また、特許等が絡む部分も相当含まれることから、県として対外的にアピールすることにも十分な配慮が求められるところであるが、企業側のプレス発表との調整をつけて実行する。	157	・新エネルギーについては、国際的な競争下であり、大メーカーが中心となった水面下での取組みが、極めて多い。 ・その中で、地元にある企業については、効果的なタイミングで、広報したい。 ・H18予算については、継続する。	新産業推進課
158						・民間有識者による環境コーディネータ派遣は、成果に結びつくソフトの支援として成果が出ており、他部門との連携により一層の相乗効果が期待される。	・環境コーディネーターとの関係については、上述したとおりの新エネルギーに関する分野で連携できる点を調整していきたい。	158	・東北学院大学の講師のリモネン研究、高温焼却炉等のシーズの話があったことから、今後環境コーディネーターとの具体的な連携が考えられる。	新産業推進課	
159						・政策評価指標の目標値達成とともに施策満足度も上昇しており、指標設定の妥当性が確認できる。	・引き続き指標等の向上に努めていく。	159	・取り組む範囲を広げ、期待に応えたい。	新産業推進課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
160	13	新成長産業の創出・育成	3	IT(情報技術)関連産業の創出・育成	高度情報化を推進する情報サービス産業等の従事者数	5	・人材育成を行なっても、仕事があれば地元でのIT産業は育たない。地元企業への優先的発注政策についても引き続き戦略的な取り組みを期待する。	・電子県庁構築に当たり、総合評価一般競争入札方式をとる調達案件にあっては、県内の企業の活用方法を考慮した提案や県内IT産業育成振興の施策に対し提案者が考える振興方策及び協力内容を加算評価するなど、地元IT企業の参加機会拡大に努めている。	160	・左記対応方針に変更はない。 ・地元IT企業が参集する機会を捉えて、適宜、県の方針について説明しているところである。	情報産業振興室
161							・コールセンターの誘致は成功をおさめている。正社員だけでなく、契約社員を含めて雇用者数にカウントし、実態に合ったデータを示してほしい。また、併せて雇用の量とともに、質の向上にも引き続き注力して欲しい。	・本指標は国の「事業所・企業統計」におけるソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、電気通信業、通信機器器具・同関連機器器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業に従事する者の和であるが、当該指標に様々な業種に人材を派遣する派遣業を加えることは実体上適当ではないことから、別途当室が奨励金の交付対象事業所を対象に定期的に把握している形態別(常用,短時間,派遣)の雇用者数を次回より示しながら本指標を補足していきたい。	161	・コールセンター立地促進特別奨励金の交付対象企業に対して、3月末時点の雇用状況を把握することとしているので、そのデータを本指標の補足としたい。	情報産業振興室
162							・新規雇用者数、誘致社数ともに、戦略期間の目標を大きく上回ったことから、今後は、正社員雇用や受信中心に業務を行うセンター等に絞って、誘致活動を展開することとしている。	・新規雇用者数、誘致社数ともに、戦略期間の目標を大きく上回ったことから、今後は、正社員雇用や受信中心に業務を行うセンター等に絞って、誘致活動を展開することとしている。	162	・平成18年度より組み換える立地促進奨励金要綱において、引き続き、正社員を採用する企業を手厚くするメニューを設けるとともに、受信系コールセンターの誘致に特化した仙台市については、交付対象の絞り、歩調を合わせるなどとしている。	情報産業振興室
163							・政策評価指標「高度情報化を推進する情報サービス産業等の従事者数」は、目標値と実現値とのかい離が縮まりそうにない。目標値の設定について見直しが必要ではないか。	・ほかに適当な公的指標が存在しないことから、政策評価指標については、引き続き現指標を使用することとする。	163	・ほかに適当な公的指標が存在しないことから、政策評価指標については、引き続き現指標を使用することとする。	情報産業振興室
164							・目標設定当時の予測に反して、現在の経済が厳しい環境に置かれていることから、目標値については現実に見合った数字・伸び率の採用ができないか可能性を検討したい。	・目標設定当時の予測に反して、現在の経済が厳しい環境に置かれていることから、目標値については現実に見合った数字・伸び率の採用ができないか可能性を検討したい。	164	・現実に見合った伸び率を採用した適当な公的な指標及び計画が存在しなかったことから、目標値については、引き続き現数値を使用することとする。	情報産業振興室
165	13	新成長産業の創出・育成	4	食関連産業の創出・育成	新たな食ビジネスへの進出企業数	4	・事業分析カード中「食材王国プロジェクト」の成果が掲載されていないことから、全く成果が出ていないように見えてしまう。記入欄を拡げるなどして成果をアピールすべきである。	・17年度以降のホスピタリティ関連事業が終了することから、次年度以降は新成長産業としての食関連産業に係る成果をわかり易く表現する。	165	・施策名を「機能性加工食品等の開発による食産業の創出・育成」に変更することとし、「食のホスピタリティ」指標を除外した。	新産業推進課
166							・機能性食品に的を絞った実証研究は効果的と考えられるので、積極的に進めて欲しい。	・事業の重点化などにより積極的に進める。	166	・製品の差別化の取り組みとして、機能性に注目することは有意義であり、学の発掘に取り組む。	新産業推進課
167							・指標の中に食のホスピタリティ関連の事業が含まれているため、かえって指標の意味や内容が混乱している。純粋な開発プロジェクトへの進出企業数のみに絞った方がよいと思われる。	・指標は、機能性食品の商品化取組み件数で検討する。	167	・「新たな機能性加工食品の売上を計上した企業数」に変更する	新産業推進課
168	13	新成長産業の創出・育成	6	起業家の育成	起業及び新分野進出・新業態展開意欲を有する者の事業化率(ビジネスプラン作成事業者等の事業化率)	5	・起業志望者の意識改革に大きな成果が上がるなど、起業家を育成する仕組みについては整備されつつある。今後は、地方振興事務所と連携し、県内起業家の掘り起こしにさらに注力するとともに、その仕組みをもっと県民にアピールしていくことが必要である。	・これまでの広報手段(新聞・ホームページ等)以外にも各地方振興事務所を通じた広報等を強化し、広く県民にPRしていきたい。	168	これまでの取組みの他に、起業へ広く関心を持っていただくために、入門編として、市内ホテルで、「起業家支援スタートアップセミナー」を開催した。(3月18日(土)・スターアップセミナー115名参加,3月22日・マーケティング・リサーチセミナー60名参加)	新産業推進課
169							・失職者の開業にも一定の成果をあげており、継続することにより相乗効果が期待できる。	・引き続き成果をあげられるよう事業を推進する。	169	・該当なし	新産業推進課
170							・政策評価指標「株式公開企業数」はハードルが高く、成長期間が必要であることから早急に見直しが必要である。	・「株式公開企業数」という指標は、起業家として目指して欲しい目標であるが、短期間で実現することは難しい。目標としてより適切で効果が現れやすい指標の設定を検討したい。	170	・「株式公開企業数」を削除する。 ・「事業所開業率」は変更なし ・「起業及び新分野進出・新業態展開意欲を有する者の事業化率」は項目はないが、使用データは変更する予定。	新産業推進課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
171	17	消費者 ニーズに即 した産業活 動の展開				4	・製品のブランド化と高品質化をはかるためには、県民および消費者への認知度の向上とマーケティングの推進はもろんであるが、併せてより上流の研究開発機関等との連携が欠かせない。上流と下流が緊密に連携したスピードのある支援が必要である。	・生産者、需要者からのニーズと社会情勢を踏まえ、試験研究開発機関とも連携しながら、技術開発や支援を検討していきたい。	171	・該当なし	農産園芸課
172							・本政策の成果をみる最適の指標は「売上実績」である。しかし、施策1「米・麦・大豆」と施策2「野菜・花き・肉牛」が同一指標となっており適切とは言えない。サブ指標等を用い適切に成果が把握できるよう改善する必要がある。	・政策評価指標については、本県農畜産物全体の向上を目指し設定したもので、個別品目については、サブ指標（事業分析カードの成果指標）で対応しており、今年度見直したところである。なお、更に成果等が把握できる内容等について検討したい。	172	・該当なし	農産園芸課
173	17	消費者 ニーズに即 した産業活 動の展開	1	米、麦、大豆の 高品質化と低 コスト化	みやぎ産品 認知度・シェア (農畜産物 (生産額20 億円以上の 品目数))	3	・年々生産意欲が後退しており、現状をいかに改善し将来への夢を持たせるかが問われている。従来型のハード中心の事業では限界がある。消費者ニーズの変化に対応した、スピードのある施策の展開が重要であり、特に、試験研究機関から生産者への効率的な支援体制が望まれる。	・平成16年度から米政策全体の抜本的な改革が行なわれており産地間競争が激化している中、米については「売れる宮城米づくり」の実現に向けて、関係機関・団体等が一体となって取り組んでいる。気象変動に強い稲作や多様なニーズに対応できるマーケットイン型の米づくりを推進してきている。また、今後とも試験研究と連携しながら開発された新しい技術の迅速な普及にも努めているところであり、需要者ニーズに、迅速に対応した施策展開に努めていきたい。	173	・方針変更なし ・最高級米づくりとブランドの確立に向けた取組みとして、一般栽培米とは区別された「プレミアム宮城米」を平成17年12月に試験販売を実施した。 ・他の取組みとしては、農業改良普及センター等が関係機関と連携しながら、実需者ニーズに対応した「環境にやさしい宮城米づくり」の推進に向けたJAの取組や地域のブランドと成りうるもち米生産に取り組む農業法人の取組等を支援している。	農産園芸課
174							・事業分析カードの成果指標では、生産面積や数量ベースと併せて、金額や価値ベースの表示も併記するよう努力された。また、作物の等級についても、市場価格や格付けなどの産地間競争の状況がわかるものが指標として表示されているとわかりやすい。	・事業分析シートの内容については、今年度見直しを行い生産面積、事業費、等級比率等の表記したところであるが、更にその他の指標についても検討したい。	174	・該当なし	農産園芸課
175							・前年度も指摘しているが、政策評価指標の対象10品目中、8品目が野菜、畜産物であり、米、麦、大豆に関する成果が確認できず適切とは言えない。例えば、各品目に関する品質、コスト低減をあらわすサブ指標が必要である。	・政策評価指標については、本県農畜産物全体の向上を目指し設定したものである。今後、米、麦、大豆の品質及びコスト低減等を表すため、サブ指標（事業分析カードの成果指標）の充実に努めていきたい。	175	・該当なし	農産園芸課
176	17	消費者 ニーズに即 した産業活 動の展開	2	野菜・花 き・肉牛等 のブランド 化と生産性 向上	みやぎ産品 認知度・シェア (農畜産物 (生産額20 億円以上の 品目数))	4	・稲作などとのバランスをとることが目標である以上、全体の農業生産額に占める率などバランスの維持の状況を、今後経年的なデータとしてウォッチし表示しておく必要がある。県としての息の長い継続的な取組みと着実な成果を期待する。	・バランスのとれた生産構造の確立を図り、特色を生かした地域農業生産力の維持・推進を図っているところであるが、今後、稲作、園芸等バランスの生産構造等の状況についての表記を検討したい。	176	・該当なし	農産園芸課
177							・当該作物は市場での競争が激しい。施策を実現するためには、消費者ニーズの変化を先取りしたタイムリー、かつ、一貫した支援体制が重要であり、川上の研究開発との緊密な連携をさらに促進して欲しい。	・転作の重点品目の生産拡大等について、試験研究機関と連携しながら取り組んでいる。今後とも、社会情勢等を踏まえ、具体的に現場で活用できる技術開発など取り組んでまいりたい。	177	・方針は変更なし ・園芸特産産地の構造改革とブランド品目の創造を目指して、平成18年3月に「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」を策定した。 ・取組みとしては、農業改良普及センターは、マーケットイン型農業を展開する経営体の育成に向けて、生活者ニーズの把握や商品開発、安全で安心な農産物栽培技術の実証等を支援している。 ・仙台等の消費地を抱える立地条件を生かし、水田における新たな園芸作物等の導入・定着を図るため、試験研究機関と連携し、現地栽培実証及び試験販売を実施した。	農産園芸課
178							・前年度も指摘しているが、施策1と同様に政策評価指標は適切とは言えない。本施策の成果を表す指標が必要である。	・政策評価指標については、本県農畜産物全体の向上を目指し設定したもので、個別品目については、サブ指標（事業分析カードの成果指標）で対応している。更に内容等について検討したい。	178	・該当なし	農産園芸課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
179	17	消費者ニーズに即した産業活動の展開	3	県産木材のブランド化と品質の向上	安心・安全なみやぎ産品の供給量(みやぎブランド材(品質基準適合製材品)出荷量)	3	・ブランドの確立は、商品力のある木材を継続的に供給できる体制をつくり消費者の信頼を勝ち取ることであるが、未だ道なかばという印象を受ける。研究開発機関との連携強化をはかるとともに、認知度を向上させるための消費者へのPRや県産材の特長のアピール、さらにコスト要件に満足が得られるよう、さらに努力して欲しい。	・政策評価目標である「みやぎブランド材の出荷量」は着実に達成しつつあるものの、消費者にとって木材の特性や製品流通などに対する情報が十分でないことなどが認知度低迷の大きな要因になっていると考えられる。 このため、今年度の事業では、消費者に対して良質な県産材製品の流通情報を積極的に提供しながら、その要請に応じて安定的に製品供給を行っていくための体制<(仮)みやぎ材利用センター>を整備するほか、仙台市において「みやぎ材フェア」を開催し、多くの一般消費者や関係者に対して県産品の良さを広くPRする。	179	・仙台市において高品質な県産材をPRする「みやぎ材・木になるフェア」を開催した。 ・優良な県産木材の供給とPRを行う「みやぎ材利用センター」を設立予定。 ・「みやぎブランド材流通強化対策事業」(H18一部組替)により、安心・安全を求める消費者に対して「みやぎ材フェア」の開催。ブランド材を活用したモデル住宅への支援など積極的な情報発信を行い、県産材の良さ・認知度の向上を図る。	林業振興課
180						・林業の疲弊が著しく個々の努力は多とするが、間伐事業の停滞をはじめ厳しい状態である。森林の効果は広範な分野にわたることから、行政の積極的な関与が必要である。	・また、翌年度事業では、ブランド材によるモデル施工や、その普及PRに対して支援を行うほか、林業試験場と一層の連携を図りながら、企業による新たな製品開発や販売促進活動などを積極的に支援することとしている。	180	・「みやぎ木づかいモデル創造事業」(H18新規)により、県自らが県産材の利用拡大推進行動計画を策定する。 林業試験場を中心に産・学・とも連携し、スギ材の新たな利用加工技術や内装材などの製品開発に取り組む。	林業振興課	
181	17	消費者ニーズに即した産業活動の展開	4	県産水産物のブランド化と品質の向上	みやぎ産品認知度・シェア(水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア))	4	・政策評価指標「みやぎ産品認知度・シェア」は産地間競争の状況を反映した妥当な指標といえる。カキやホタテのアクシデントがあったとはいえ、今後もこの指標値が元に回復しないとすれば、事態を深刻に受けとめる必要がある。	・シェア改善のため、カキについては産地判別技術の実証などの信頼回復の取り組み、ホタテについては流通状況を調査の上、認知度向上の取り組みをしていく。	181	・カキについて県内11海域で水揚げ期間を通じて定期的に脂肪酸組成分析を行いデータの蓄積を行った。	漁業振興課
182						・ブランド化を推進するため、ことに県民及び消費者の水産物に対する認知度をあげる作戦を展開してほしい。	・県産水産物を県内で提供するモデル的な仕組みを提案し、流通の多様化を図ることより、水産業への県民理解向上に資するための事業に取組んでいく。	182	・本県で生産される旬の水産物を地元県民に確実に提供するための新たな仕組みづくりを行う「おさかな12つき提供事業」を平成18年度から3カ年実施する。	漁業振興課	
183						・今後も漁獲高の大きな伸びは期待できない。原料から加工品へのシフト等付加価値を高めることが重要であることから、試験研究機関、漁業者、加工業者、流通業者の連携と、消費者ニーズに合った商品開発を重点的に展開するとともに、衛生管理、流通の近代化などについても積極的な展開が望まれる。	・県産水産物を活用した新たな加工原料の発掘や加工用途の多様化を図り、本県独自の新たな水産加工品の開発に今後も取り組む。	183	・イサダ(ツノナシオキアミ)を用いた加工試作品を海外での展示会に出品するなど、食用向け用途拡大を図ると共に、販路拡大に取り組んだ。 ・戻りカツオやサンマなどを原料とした地域水産加工品の新商品開発や物産展への参加など販路拡大への取組を支援した。	漁業振興課	
184	17	消費者ニーズに即した産業活動の展開	5	有機農産物等の生産	環境保全型農業に取り組む農家数の割合	4	・施策実現のために努力している姿勢は十分に評価に値するが、「有機」等の定義があいまいであり、県民にわかりやすく伝え信頼性を高めていく努力を継続してほしい。	・県認証特別栽培農産物は農林水産省のガイドラインに準拠して認証している。パンフレットの配布、イベント等を通じて県民にわかりやすく伝える努力を今後も続ける。	184	・県認証特別栽培農産物のPRにむけ、パンフレット等の配布、イベント等の開催を通じて県民にわかりやすく伝える努力を今後も続ける。	食産業・商業振興課
185						・消費者の支持を持続させるための消費者への伝え方と、生産者の意欲を持続させるための付加価値を高めることが重要である。例えば公的機関の認証シールを添付する等、消費者が選択しやすいような工夫が望まれる。	・県の認証シールは、任意に貼付できることから売り場によってシールが貼付されていない場合がある。今後も販売者に対して県認証シールについてご理解いただけるよう努力を続ける。	185	・県認証シールは、売り場用のパンフレットを作成し、県認証農産物を扱っている店舗、直売施設等に配布し、PRに努める。	食産業・商業振興課	
186						・売れることが産業活動の基本であり、少ロットでも適正な価格で消費者の評価が得られる売場作りへの支援が望まれる。	・県の認証農産物取扱店や生産者の生産状況など、ホームページへの掲載やマスコミへの情報提供等いろいろな広報活動を通じて広く周知する。	186	・エコファーマー、県認証等に関するホームページを刷新し、充実した内容とする、また、いろいろな広報活動の場を通じて広く周知する。	食産業・商業振興課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
187	17	消費者ニーズに即した産業活動の展開	6	安全・安心な食料生産のための衛生管理の高度化	安心・安全なみやぎ産品の供給量(HACCP方式等高度衛生管理導入施設数)	3	・HACCP方式の導入については実績が低迷しており、新しい「みやぎ方式」による導入の促進を大いに期待したい。また、みやぎ方式を全国的に通用させるためにも消費者に対して十分にアピールすることが重要である。	・衛生対策の高度化を促進し、衛生管理の定着を図るための支援を引き続き行う。	187	・石巻魚市場牡鹿売場において水揚物の温度上昇及び二次汚染の防止を図るために水揚物の直置きを廃止する取組に対して支援した。 ・水産加工場における工場診断(3地区18カ所)及び衛生管理研修会等(3地区9回)の実施に対して支援した。	漁業振興課
188					安心・安全なみやぎ産品の供給量(県産牛の出荷頭数)		・この新しい認証制度は、全国的な認知を得られるなら中小企業にとって有力な武器となることから、自治体相互認証への展開も望まれる。	・本制度は、県内の食品製造、加工、調理を行っている施設に対し、衛生レベルの向上を目的としていることから、今後とも県内事業者に対し研修会を開催する等、「みやぎ食品衛生自主管理認証・登録制度」について普及、啓発を図り、業界全体の衛生の高度化を推進していくとともに、他県にも同様な制度があることから、その動きについて期待したい。	188	・制度の普及啓発を図るため県内5カ所で「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」に関する実務研修会が開催するとともに、より高度な衛生管理手法であるHACCPシステムの導入・普及拡大を図るため、「HACCP研修会」を開催した(食と暮らしの安全推進課)。	漁業振興課
189	17	消費者ニーズに即した産業活動の展開	7	県産品の流通・販売の促進	みやぎ産品認知度・シェア(農畜産物(生産額20億円以上の品目数))	4	・概算でいいので、当該施策の成果としてどれほどの販売額の伸びがあったのかわかる政策評価指標ないし参考データを示して欲しい。成果をもって施策の効果をアピールし、県民の理解を得るといふ姿勢を絶えず心掛けてほしい。	・次年度は、販売金額の伸びに関する参考データを記載する。	189	・該当なし	食産業・商業振興課
190					みやぎ産品認知度・シェア(水産物(仙台・東京中央卸売市場における主要品目販売額シェア))		・売れることが産業活動活性化の基本である。少ロットでも、市場の評価が得られる売場の体制作りが望まれる。目的達成には各部門間の連携と先導的な施策が必要であり、充分議論して成果を高めることが重要である。	・販売促進には常に市場のニーズを把握する作業が重要であり、各施策において引き続き支援していく。	190	・該当なし	食産業・商業振興課
191					みやぎ産品認知度・シェア(木材(県の製材用木材需要量に占める県産材率))		・関係事業・関係課の情報共有や連携についても、状況に応じて弾力的に対応していく。	191	・「もっともっとみやぎの間伐材」流通拡大対策事業(H18新規事業)により、間伐材の生産供給体制の整備・強化を図るとともに、収益性の向上による間伐の自立的進行と素材需要に対する県産材供給量の拡大を図る。	食産業・商業振興課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
192	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進				5	・県民満足度は、本政策に該当する年代の子どもを持たない人の場合、実感のない設問に対する点数付与となる恐れがある。政策の成果を的確に把握するためには、さらに対象者を絞った分析が必要と思われる。	・対象者を切り出して分析できるよう、アンケート項目(家族構成等)の見直しを次回調査までに検討する。なお、当事者の満足度のみで政策や施策全体を評価することは必ずしも適切でないも認識しており、今後も県民全体の満足度を評価の基本とするが、対象者を特定した分析結果も、個別事業の効果的な展開を図る際の根拠となり得る等、有効な活用方法が期待できる。	192	・第5回県民満足度調査は同居家族についてのアンケート項目を見直して実施したので、政策や施策の対象者を切り出して調査結果を分析できるようになった。	行政評価室
193							・満足度が向上しない理由として、他政策所管であるが図書館などの教育施設のインフラ整備の遅れも影響しているのではないかと。また、就職・進学率の低迷(全国40位)も良いイメージがなく、男女別教育の効果も明確でない。むしろ、例えば、「早寝、早起きの習慣づけ、等の生活改善の励行を教育委員会の主導により行うなど、県民への強いメッセージを発信することが必要ではないか。	・財政状況を考慮すると教育施設のインフラ整備などハード面での速やかな対応は困難だが、市町村図書館との情報ネットワークの共有などにより、図書資料の検索サービスを強化するなど、ソフト面でのサービスの充実に努めたい。	193	・市町村に図書館設置に向け働きかけるとともに、図書館職員研修会の実施や県図書館所蔵本の貸出等、市町村図書館のサービス向上への支援に努めている。また、図書の情報システムについて、学校図書館(高校)とのネットワーク化を試行するなど、公立図書館のない地域における図書サービスの展開について検討している。	教育庁総務課
194							・県政より平成17年11月号で「規則正しい生活をしよう。はやね、はやおき、朝ごはんを食べることなどは、規則正しい生活の第一歩です。」と呼びかけるなど、平成17年から制定された「みやぎ教育の日」(11月1日)、「みやぎ教育月間」(11月)を契機に、児童生徒や保護者に対し規則正しい生活を心がけるよう県教委としてメッセージを送ることとした。	・引き続き、「はやね・はやおき・あさごはん推奨運動」(非予算)として、学校に対しては、「学習の基礎・基本の徹底」を、家庭に対しては、「基本的な生活習慣の定着」を広く呼びかけていくこととした。また、当該運動の展開にあたって、食育に関する取組など他の取組との連携を図るため、関係部局等と調整している。	194		教育庁総務課
195							・児童館を利用できなくなる小学校4年生以上の児童の放課後教育環境を整える取組も必要ではないか。実際に悩んでいる親は多く、教育委員会と福祉関連部局が連携することで、宮城県独自の取組としてアピールできるのではないかと。	・地域子ども教室(子どもの居場所づくり)推進事業を展開し、小1～中3を対象に小学校、公民館等の施設を活動拠点とした子ども達の安心・安全な居場所づくりを進めている。児童館を活動の拠点とする居場所を開設している町もあり、今後より一層福祉関連部局との連携を図りながら、各市町村で地域子ども教室事業を展開していくよう支援していく。	195	・地域子ども教室の実施については、平成17年度14市町・23カ所から平成18年度は20市町・40カ所に拡大する。今後も各市町村で子どもの居場所づくりを継続・拡大していけるよう福祉関連部局との連携を図りながら、地域のボランティアの活用や情報提供・ネットワークづくり等をおして支援していく。	教育庁総務課
196							・施策群全体の有効性は評価できる。今後は、中学校へ進学する時の不登校の発生率の低下、高校中退率の低下を本政策の共通のテーマとして有効性を検証していく必要があると思われる。	・小中学校では、不登校児童生徒出現率を目標値として、すでに取り組んでいるが、小学校から中学校に移行する時期の出現率に関する目標値の設定について検討していく。	196	・不登校児童生徒出現率については、2010年の目標値として小学校を0.20%、中学校を2.30%を目指して取り組み、新たに小学校から中学校に移行する中学校1年不登校出現率の目標値を設定して取り組む(中学校1年不登校出現率:2005年現況1.96% 2010年目標値1.40%)。	教育庁総務課
197								・高校中退率については、今後目標値を設定する方向で検討していく。	197	該当なし	教育庁総務課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
198					総合学科等の新しいタイプの県立学校数		政策評価指標「総合学科等の新しいタイプの県立学校数」では、既成の学科において特色づくりを行っている学校はカウントされていない。現場の士気を上げるためにも一定基準を設けてそれらについてもカウントすることが必要ではないか。	現在はすべての高校が何らかの特色ある学校づくりに取り組んでいる状況にあり、個々の学校における取組については、各校のHPに掲載するほか、優れた取組については研修会や高校教育課通信等を通じて全県に周知している。適切な基準の設定が容易でないこと、また、ある一定の基準を設けてカウントするにしても、学校の努力を一律に比較することは困難であり修正は難しいと考える。	198	該当なし	高校教育課
199					児童生徒の学習意欲・学習理解度(小・中学校) (学習状況調査において通過率60%以上の問題数の割合)		小・中学校と高校の連携が弱く感じられる。施策6「地域に開かれた学校づくり」にも通じるが、学力向上のためには、高校の単なる授業公開だけでなく、中高の教員がお互いに授業の研究会を行うなどし、また、小・中学校の授業研究の蓄積を高校側でも学ぶ機会をもてはどうか。学校公開を契機とし、授業評価を行うまでに、徐々にステップアップすることが望まれる。	小・中学校の指導方法やその工夫について、高校教員が吸収すべきことも少なくないと思われるので、異校種間の相互の授業参観や意見交換の機会を設定していきたい。	199	学力向上拠点形成事業指定校において、小・中・高校間の相互授業参観、授業検討会の取組が推進されている。(九条小 - 糸南中 - 気仙沼高、米岡小・中津山小・桜岡小・善王寺小 - 米山中 - 米山高) 授業評価については、徐々に取り組む学校が増えてきているが、今後さらに推進していく。 高校では、新規事業として「学力向上ステップアップ事業」を立ち上げ「地域別授業力向上プロジェクト」を実施するが、その中で小・中学校の授業の参観も予定している。	高校教育課
200	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	1	特色ある学校づくり	児童生徒の学習意欲・学習理解度(小・中学校) (授業が分かると答えた児童生徒数の割合) 生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校) (平日に校外での学習時間が2時間以上の生徒の割合) 生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校) (現役進学達成率) 外部評価実施学校(小・中・高)の割合	5	中高一貫教育の有効性を測る方法として、従来型の学校との退学率等のデータを比較調査・分析することも考えられる。また、満足度には教員の能力も影響していると考えられるので、教員の研修も大事な視点である。	今年度、再編統合した高校については、再編後の状況について現況調査を行っているが、退学率等も調査項目に加えるなどして比較分析を行ってきたい。また、教員の研修にも重点的に取り組んでいきたい。	200	中高一貫教育校への再編を含め、今年度、再編統合した高校については、6月及び11月の段階で現況調査を行っている。来年度からは退学率等も調査項目に追加するなどして比較分析を行っていきたい。また、教員の研修についても、今年度、中高一貫教育校へ再編した古川黎明中等高等学校では、他県で実績のある学校から講師を呼んで、教員の意識改革や学力向上へ向けた講演を開催したり、先進地への現地調査など、様々な取組みを行った。	高校教育課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
201	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	2	不登校児童生徒等への支援	不登校生徒の在籍者比率(出現率) 小学校	5	・小学校から中学校に上がる時に不登校が多くなることは歴然としている。不登校予防の方法の一つとして、中学校の教員が小学6年生の児童に何らかの形で関わることで、「顔を知っている安心感」を児童に与えることも有効ではないか。	・各中学校では、入学する児童・保護者に対して一日入学及び入学説明会を行っている。また、中学校教師が小学校に向くなどして中学校生活についての講話をしているところもあり、入学時の不安に対応している。今後さらに、中学校教員が小学校でかかわる機会が増えるよう、多方面からの連携についても強化していきたい。	201	・中学校生活のスタートにあたっては、生徒一人一人にきめ細かな支援体制を充実させること、小学校においては、今後も社会的スキルの育成を図るよう、各種会議等を通じて各学校に周知していく。さらに、平成18年度生徒指導資料集作成にあたっては、中1不登校に焦点をあて、小中学校間の連携・接続の望ましい在り方について提示していく。	義務教育課
202					不登校生徒の在籍者比率(出現率) 中学校		・学力向上のためには、ある程度「とがった教育」が必要となるが、その結果、心がすさんできて、結局不登校が増えるといったジレンマも生じる可能性があることから、そのような事態を防ぐ手だてを同時に講じていく必要がある。	・「宮城県学力向上推進プログラム」においては、学力を「確かな学力」と捉え、児童生徒一人ひとりに応じて、子どもの力をより伸ばしていくことを目指している。また、不登校対策として、教員研修を通して「分かる」という充実感や達成感を得られるような授業の工夫や個に応じた指導の充実を図るよう各学校を指導していく。	202	・引き続き「宮城県学力向上推進プログラム」を推進し、児童生徒一人ひとりの「確かな力」を伸ばしていく。そのために、少人数指導による習熟度別など個に応じた指導の充実を図るとともに、今後も「分かる」という充実感や達成感を得られるような授業の工夫改善について各学校を指導していく。 ・新たに作成する「学びのロードマップ」において、より具体化することとしている。	義務教育課
203					不登校児童・生徒の中には、広い意味の発達障害の児童・生徒もかなりの数が含まれていると思われる。その場合、児童・生徒への対応方法が難しいため、教員側への十分な教育が必要となる。そのためにも、スクールカウンセラーの相談状況等から実態を詳細に分析する必要がある。		・発達障害の児童生徒への対応は、専門性が必要とされるため、本県では、すでに教育事務所に専門カウンセラーや在学青少年育成員を配置し、中学校スクールカウンセラーの配置を121校に拡大してきている(H16:95校)。また、カウンセラーの見立てにより、発達障害等への対応が難しいケース場合には、専門関係機関と連携しながら対応している。今後さらに、カウンセラー等を活用した研修会等を通して教師の力量を高めていきたい。	203	・平成18年度においても、教育事務所専門カウンセラーや在学青少年育成員の配置、中学校スクールカウンセラーの配置を134校に拡大する(H17:121校)。また、カウンセラーの配置されない中学校には、心の教室相談員を配置し(25校)、教育相談体制の充実を図る。さらに、発達障害等への対応についても、特殊教育センターをはじめ地域子どもセンター等の専門関係機関と連携しながら進め、カウンセラー等を活用した研修会等を通して教師の力量を高めていく。	義務教育課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
204		個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	3	障害児教育の充実	知的障害養護学校における通学距離が20km以内の児童生徒の割合	5	・難しいかもしれないが、事業の成果が反映できる新たな政策評価指標を検討する段階に来ている。	・現指標は、知的障害養護学校における通学に係る負担軽減及び地域における教育の展開を表すもので、障害児教育全体から考えると一部分を表す指標であることから、課題があると考えており、今後検討したいと考えている。	204	・現指標は、知的障害養護学校における通学に係る負担軽減及び地域における教育の展開を表すもので、障害児教育全体から考えると一部分を表す指標であるという課題があった。 ・県では、国の動向を踏まえながら、障害児教育の今後の方向性として、基本理念を「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する」とする「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、「特別支援教育」を推進することと併せて、「ノーマライゼーション社会の一層の推進を図ることとしている。 ・そのため、共に学ぶ教育環境づくりを推進するという視点から、盲・聾・養護学校の児童生徒が居住地等の小・中学校の児童生徒と共に学習活動を実施することについて、新指標を設定したいと考えている。	障害児教育室
205	22					5	・普通学級に在籍している子ども達の中にも、LD、ADHD等の子ども達がいると思われるが、最終的には医師の専門的診断が必要である。人権問題とも絡み、勝手に学校側で判断することはできない。そのような面からも県立こども病院等との連携も必要ではないか。	・軽度の発達障害を有する児童生徒については、文部科学省から「気になる子」の判断指針(マニュアル)が出され、それに基づき、現在、県内小・中学校(仙台市除く)で年内取りまとめを目途に実態調査を行っており、傾向を把握したいと考えている。 なお、発達障害者支援法の関係で医療・福祉等との連携が必要であり、今後、福祉サイドとの連携構築に努めていきたい。	205	・軽度の発達障害を有する児童生徒については、文部科学省から「気になる子」の判断指針(マニュアル)が出され、それに基づき、県内小・中学校(仙台市除く)で実態調査を行い、全児童生徒に占める上記の割合が、小学校3.1%、中学校2.2%、計2.8%という結果が出たところである。 ・学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)等の軽度発達障害の児童生徒に対する教育的支援は重要な課題であり、この調査結果を参考に引き続き小・中学校における実態把握や特別支援教育の推進に努めるとともに、今後も必要な対応策について検討したいと考えている。 ・なお、発達障害者支援法の関係で医療・福祉等との連携が必要であり、今後、福祉サイドとの連携構築に努めていきたい。	障害児教育室
206						5	・共に学ぶ教育は、小学校19校23名の児童でモデル事業を3年間でじっくり取り組むとのことであるが、安全にかつ順々に進めてもらいたい。また、課題を十分に認識し、対処しながら、是非、中学・高校への導入を進めてほしい。	・学習システム整備モデル事業は、宮城県障害児教育将来構想に掲げた障害のある児童生徒とない児童生徒が地域の小・中学校で共に学ぶ教育を推進するために、本年4月より小・中学校19校をモデル校に指定し事業を開始したところであるが、今後、事業の実施状況や課題等を的確に把握しながら、その成果を検証していきたい。さらに、共に学ぶ教育を展開するに当たっては、予算確保を含め、人材育成、県民の理解促進などの課題があるが、国における障害児教育制度の動向や県の財政状況も踏まえながら、段階的に実施していきたいと考えている。 なお、高校については、障害のある生徒の将来の自立の在り方を見据えた教育をどのように行うべきかといった観点から幅広く検討されるべき課題であると考えている。	206	・該当なし	障害児教育室
207	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	5	大学等高等教育の充実	県立大学卒業生の就職率	5	・大学としては全国から優秀な学生を確保したいというのが当然かと思うが、行政的観点からは県民の満足度を上げ支持を得なければならない。その点の調整がむずかしい。	・優秀な学生の確保に努めながら、推薦入試(県内枠)制度をPRして県内出身の学生も確保するとともに、これまで以上に大学の地域貢献を進めることなどによって、県民の満足度を上げる工夫をする。	207	・該当なし	県立大学室
208						5	・満足度が低いのは、大学にトラブルがあった時以降の大学行政のありよう、あるいは行政の指針があまり明確に見えないことが影響しているのではないか。	・平成15年度以降、学内でさまざまな改革を進めており、これらの状況を大学のHP等により広く県民に周知しているが、浸透度を高めるため、さらに大学のPRに努める。	208	・該当なし	県立大学室
209							・指標の妥当性についてもやはり疑問があり、今後ともよりよい指標を追求してほしい。	・他の指標の設定について、今後さらに検討していく。	209	・該当なし	県立大学室

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
210	22	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	6	地域に開かれた学校づくり	全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合	5	・施策1でも述べたとおり授業公開の内容については、中高連携等の取組をさらに深めていく必要がある。	・各学校では学校公開日を設定して地域に授業を公開したり、研究授業を行っている。その際、中学校にも案内し中学校教員の意見を聞くなど、授業改善を図る取組を推奨していく。逆に、中学校の協力を得て高校教員が中学校の授業を見学し学ぶ機会も設定していきたい。	210	・該当なし	義務教育課
211							・本施策の満足度について、全く関与したことのない人には判断が非常に困難と思われる。むしろ、該当する年齢の子どもを持っている親、実際に社会人講師として事業に関与した人等のデータに絞って分析した方が政策評価指標とのつながりの説明がしやすいのではないかと。	・本施策に係る満足度調査は広く一般市民のとらえ方を表す評価の一つであるが、本施策に関わる年齢の子を持つ保護者や社会人講師経験者による判断はより適切な評価となると考えられるので、今後そのような調査方法が可能かどうかを検討していく。	211	・本施策に係る満足度調査において、今回から小・中学校児童生徒がいる家庭を別に調査対象として選択できるシステムとなったので、本施策に関わる年齢の子を持つ保護者の判断を把握できるようになり、より適切な評価が可能と考えられる。	義務教育課
212							10日以上授業公開日を設定している学校の割合	・「地域の意見が学校を変えていく」と「学校が行っていることへの参加」の2つが満たされた場合に満足度も上がると思われるが、満足度が低いのはそのような実感が無いからではないか。それは意見表明や参加など、本当の意味で開いていないことを反映しているのではないかと。 ・例えば、保護者が不安視している「通学の安全」「校内の安全」をテーマとした外部講師による講演会等を保護者とともに企画して、地域の人々の参加を要請するなどの方策をとれば、施策の有効性が地域に伝わるのではないかと。	・地域の意見の学校経営への反映や学校教育活動への地域からの参加については、各小・中・高等学校で着実に取り組んでいるが、これらの取組が地域住民に十分に認められるにはさらに期間が必要と考えられる。今後も一層地域の願いやニーズの把握に努め、学校評議員や保護者等の意見を傾聴し、それらを受け止めて教育活動の改善を図るよう促していく。また、積極的に分かりやすい広報活動とボランティア活動、インターンシップ等による地域との交流・連携、学校教育活動への地域住民の参画を推進するよう促していく。	212	・該当なし

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
213	26	地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興				3	<p>本政策全般に、施策毎・項目毎に適切な説明がなされていない結果、話の筋が見えなくなっている。反省 改善策 事業とつながる様な記述が望まれる。特に、A-1-3「社会経済情勢」での説明は、6施策全てが「文化振興ビジョン」に対し有効な施策だ、と同一の記述であり意味がない。それぞれの施策毎になぜ必要なのかを客観的に記述する必要がある。条例やビジョンそのものは、個々の施策や事業の組み合わせであるとか有効な組織といったことを当然に保証するものではない。この政策・施策がビジョンで達成しようとしている文化政策のアウトカムのどの部分を重視しているのか、そうした集約を保障する根拠は何か、といったことを記述すべきである。</p>	<p>A-1-3社会経済情勢については、下記のとおり訂正する。 (施策1) 古いもの・伝統的なものが見直されている中、地域の歴史に根ざした祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化や文化財を、将来にわたって確実に継承し、発展させていくための取組が求められている。 (施策2) 公立文化施設に文化芸術交流の支援、促進を行うセンター機能が求められる中で、公立文化施設の企画の充実に対する要望も増えている。こうした期待に応えるための公立文化施設の取組への支援を図る必要がある。 (施策3) 公立文化施設に住民の文化芸術活動の支援、促進を行うセンター機能が求められる中で、公立文化施設の住民の文化芸術活動への施設開放等、施設の有効活用に対する要望も増えている。こうした期待に応えるための公立文化施設の取組や県民・団体の文化芸術活動への支援を図る必要がある。 (施策4) 地域に受け継がれている伝統食材や郷土料理等は、スローフード運動と相まって関心を集めてきており、地域の産業振興につなげようとする動きも活発化している中で、これらの生活文化を掘り起こし、保存し、継承し、及び活用する住民の取組を応援する市町村等へ支援する必要がある。 (施策5) 文化芸術活動を支える専門的な技術スタッフをはじめ、文化ボランティア、NPO等幅広い人材及び団体の育成が求められている。こうした期待に応えるための公立文化施設や県民・団体の取組への支援を図る必要がある。 (施策6) 国際化の流れの中で、文化芸術の交流を通じて、海外の地域と互いの文化芸術を理解し、尊重し、多様性を認め合うことは、相互理解を促進し、地域の活性化につながるものであり、こうした期待に応えるための市町村等の取組への支援を図る必要がある。</p>	213	該当なし	生活・文化課
214							<p>政策名の「地域の誇り」と個別施策の連関が乏しいように思える。例えば、施策2の説明では芸術文化の「基礎体力」向上をもたらすことで地域文化の誇りに結び付けていくといった程度の記述が必要ではないか。</p>	<p>政策名の地域の誇りと個別政策の関連については、平成18年度評価に向けて記述の検討を行う。</p>	214	該当なし	生活・文化課
215							<p>施策2と施策3は同一の政策評価指標を採用しているが、施策目的は異なっている。それぞれの施策の効果を適切に測る指標に変更すべきではないか。また、固定施設への来場者数とイベント動員(参加)数を合算した数字に、県の事業がどの程度影響するのかや疑問ではある。</p>	<p>鑑賞する側も、表現発表する側でも文化芸術活動への参加状況の総体を量る上では、外観的には各施設やイベントでの出入りによるものが現在のところ現実的であると判断する。</p>	215	該当なし	生活・文化課
216							<p>文化芸術施策については、他の自治体や民間団体との個別の活動の集積と協力が不可欠であるので、現在の指標が現実的であると判断する。</p>	<p>該当なし</p>	216	該当なし	生活・文化課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
217	26	地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興	2	美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数	3	<p>・基本素文中の「価値観の多様化」に対し県の事業をどのように改善していくのか説明がない。平成17年度に県文化振興ビジョンを策定することのみ述べているが、方向性や計画内容の説明が無い。これまでの事業との関わりが見えない。施策目標をどのように達成していくのかストーリーが見えることが重要である。また、C-2では次年度の方向性の説明内容と判定(維持)の整合性がない。</p>	<p>・前段は指摘のとおり訂正する(1のとおり)。後段については、次年度の施策の方向性について、文化振興ビジョンに基づいた事業を次年度も引き続き実施することから、「維持」としている。</p> <p>1</p> <p>・B-2事業群の有効性</p> <p>・余暇時間の増大や価値観の多様化によって、個々人が文化芸術に関わる時間や機会が増える状況となっている。</p> <p>・策定されたビジョンの施策展開の基本方針に、「文化芸術による地域づくり」があるが、そのためには住民一人一人が個性を發揮しながら文化芸術活動に関わっていきける環境づくりが求められている。</p> <p>・ひとつには、県民が優れた文化芸術活動の成果に触れる機会をより増大させることである。さらに、県民が文化芸術活動で創造した成果を広く知ってもらう機会をより増大させることである。</p> <p>・県としては、社団法人宮城県芸術協会や地域文化の担い手である各市町村の文化団体の連合である文化協会連絡協議会、市町村等との協力により、みやぎ県民文化創造の祭典を開催し、鑑賞・発表の機会の増大に努力している。</p> <p>・次年度以降も引き続き鑑賞・発表の機会の増大に努めることとし、特に音楽アウトリーチプログラムなど子供の鑑賞機会の提供に努力し、ビジョンの施策展開の基本方針の「(1)子どものころから一人一人の創造性を育む環境づくり」を推進する。」</p>	217	<p>・平成18年度予算では引き続き、みやぎ県民文化創造の祭典等必要な事業を開催し、県民が文化芸術に触れ親しむ環境を整備していく。</p> <p>・特に将来の文化芸術愛好者層を育成する意味で、主に子供を対象とした音楽アウトリーチプログラムは重要な事業として位置づけ、財団法人地域創造や県内文化施設と協力しながら、実施区域の拡大を目指す。</p>	生活・文化課
218							<p>・芸術劇場整備が当面凍結されていること、その状況で代替的な努力を行っていることを明記してはどうか。また、芸術銀河への県の関与について説明することが望ましい。</p>	<p>1</p> <p>・指摘のとおり記述する(2のとおり)。</p> <p>2</p> <p>・芸術劇場整備については、本県財政事情から現在見合わせざるを得ない状況である。当面は、県民会館の修繕を重ねながら県民の芸術鑑賞機会の提供や発表機会の場の提供に努めていく。また、宮城県民文化創造の祭典事務局を担当し、関係団体や市町村との連携を図りながら、県民の文化芸術活動の発表機会の提供の場として、宮城県民文化創造の祭典実施事業を推進していく。」</p>	218	・該当なし	生活・文化課
219							<p>・政策評価指標の参加者数や入場者数について、民間が半分を占めていては指標として妥当か疑問である。現場の努力が報われる指標が望ましい。</p>	<p>・みやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)開催事業のように他の自治体や民間団体との個別的な活動の集積と協力の結果が、入場者数や参加者数に反映されることから、文化・芸術活動に親しむための環境づくりに関わる文化芸術施策についての効果測定においてある程度の関連性があるものと考えられる。また、芸術銀河事業では、県内の多数の文化芸術イベントも網羅しており、県内の多くの県民が参加することが期待されており、したがって現在の指標が現実的であると判断する。</p>	219	<p>・文化芸術事業は、他の自治体や民間団体との個別的な活動の集積と協力の結果が、入場者数や参加者数に反映されることから、効果測定においてある程度の関連性があるものと考えられ、現在の指標が現実的であると判断する。なお、事業の直接の関連が大きい芸術銀河主催事業の参加者数を内書きで表示することとする。</p>	生活・文化課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
220	26	地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興	3	県民が行う創作活動や表現活動への支援	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数	3	<p>・B-1欄で、施策満足度のかい離が大きくなったので事業の必要性があるとしているが、満足度が低調な今の事業のまま継続するのでは意味がない。県民は不満だと言っているのだから原因分析をした上で、新たな手を打つべきではないか。その道筋が分かる記述が必要。評価システムは、事業＝施策＝政策の連関がうまく、かつ経済的に構成されているかを評価するものである。</p>	<p>・満足度については、一般県民全体の数値が市町村や学識者等の数値と比べて低い状況から、専門家による活動支援の不満より一般県民による活動支援の不満が大きいと推定される。</p>	220	・一般県民における満足度の低い数値から、県民文化祭に対する共催支援以外に、改善すべき点について検討していく。	生活・文化課
221									・「宮城県芸術祭」は市町村や学識経験者の間ではある程度の満足度をいただいているとの判断の上、平成18年度も引き続き共催していく。	生活・文化課	
222									・該当なし	生活・文化課	
223									<p>・「宮城県芸術祭」は市町村や学識経験者の間ではある程度の満足度をいただいているとの判断の上、平成18年度も引き続き共催していく。</p> <p>・一般県民における満足度の低い数値から、県民文化祭に対する共催支援以外に、改善すべき点について検討していく。</p>	生活・文化課	
224	26	地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興	4	食文化等の生活文化の保存・活用	食文化の醸成に取り組む市町村の割合	4	<p>・政策評価指標「食文化の醸成に取り組む市町村」について率直に課題が記述されており評価できるが、「存続」とする理由が書かれていない。また、一つ取り組んでも複数取り組んでもカウントは1町であることから実態がうまく数字に表せるよう工夫がほしい。</p>	<p>・現在の政策評価指標は課題を有するが、現実的に他の数値に代え難いので存続する。ただし、当初策定時の比較上の一貫性を持たせるため、当初計画策定時点の市町村数を参考数値として表示する。なお、同一市町村内での取組数については、何をもちょうとするか(地区なのか、事業予算なのか、どの程度の取組かなど)、実際のカウントが難しいが、今後実態を数字に表せるよう検討したい。</p>	224	・当初策定時の比較上の一貫性を持たせるため、当初計画策定時点の市町村数(71)を母数とした取組市町村(旧市町村)の割合として表示する。	生活・文化課
225									<p>・平成18年度に向けては、特に予算組してないが、前年度に作製した啓発冊子を各学校や保健担当部署に配布したり、出前講座やホームページ掲載などで県内への啓発普及を図る。</p>	生活・文化課	
226									<p>・平成18年度に向けては、特に予算組してないが、各学校に対しても前年度に作製した啓発冊子を配布したり、出前講座やホームページ掲載などで県内への啓発普及を図る。</p>	生活・文化課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
227	33	国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化				4	・港湾関連施策の県民の優先度があまりにも低く、「社会経済情勢分析」欄ではこれを補うコメントが必要。また、一般県民が直接利用する機会が少ない状況であることから、必要性について県民に対して広報活動する必要があるのではないか。	・県民に対する広報活動については、現在行っている石巻港の「港湾感謝祭」や仙台駅を会場にして開催している「みなとが駅にやってきた！」等の各種イベントや県の港湾関係機関などのホームページを通じて、引き続き広く県民にPRしていくことしたい。	227	・該当なし	土木総務課
228							・空港関係の本体部分(施策1)と周辺部分(施策2)と港湾関係の本体部分(施策3)と周辺部分(施策4)との切り方が異なる。次回実施計画の見直しの際は、立地場所ではなく機能に着目した切り方に統一すべきである。	・部会の意見を踏まえ、次期実施計画策定時に、施策体系の見直しについて検討していきたい。	228	・該当なし	土木総務課
229	33	国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化	1	仙台空港の機能の強化と活用	仙台空港利用者数(国内線、国際線)	4	・政策評価指標「仙台空港利用者数」の需要目標値の前提条件や今回見直しのポイント等を分析カード等で説明されたい。なお、本指標はテロやSARSなどの外部要因の影響を受けるので、増加した場合でも必ずしも県の施策が功を奏したとは言えない。(施策2でも同様。)	・政策評価指標目標値については、今後、「政策評価指標の解説」に説明を追記する。	229	・該当なし	空港対策課
230							・政策評価指標分析カード中、施策重視度が数値に誤り。	・ご指摘の施策重視度は、H14からH16まで、いずれも70に、乖離度はH14からH16まで10に訂正させていただきます。	230	・該当なし	空港対策課
231							・路線数の確保は利用者数の増加に決定的な意味を持つが、基本的には母都市の人口増加(経済活動活性化)が必要。ポートセールスは意味があるが、特に国際線の場合は、福島・山形といった隣接県からの需要を確保するという意味で、国内向けのセールスも重要である。	・国際線の利用増のため、17年度から県外高校を対象とした海外修学旅行での利用を進める他県へのセールスを展開する。	231	・岩手県と山形県において、高校生の海外修学旅行に仙台空港を利用していただくよう、仙台空港国際化利用促進協議会(促進協)及び関係する航空会社等と協力の上、就航地先のPRを含むセミナーを実施した。 引き続き18年度予算に促進協の負担金を計上。(以下 232も同様)	空港対策課
232							・空港選択には到着地数だけでなく頻度も重要。最低週4便程度ないとビジネス客の利用は困難。そのためにも需要の集約が必要。就航先でのVisit Japanキャンペーンなどは、搭乗率向上への取り組みとして評価される。	・需要の集約は課題と位置づけており、仙台空港国際化利用促進協議会の活動を通じて、17年度は仙台空港の広域利用の進め方について検討を開始した。また、誘客と送客をバランス良く開拓できるよう、引き続きVisit Japanキャンペーンを活用する。	232	・促進協活動として、ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)と協同し、以下の取り組みを行った。 ・来仙する訪日旅客向けに英語版のクーポン付きパンフレットを作成配布した。 ・香港において、現地新聞に東北をPRする広告を掲載した。更に、VJC事務局の協力により、香港、台湾、タイにおいて現地新聞告知を実施。東北をPRし、集客に努めた。	空港対策課
233							・貨物の大半はペリー輸送なので、積載率向上のために荷主へのセールスも必要。	・運送と在庫管理を含む総合物流サービスの提供にあって、利用空港の選択は必ずしも荷主判断を伴わない状況にあるが、貨物積載率向上のためのセールスのあり方については、エアカーゴターミナルや運送業者の意見を踏まえながら路線の再開等の機会を捉えて実施検討する。	233	・仙台エアカーゴターミナルの利用や活用に関して、入居運送業者を対象とした意見聴取を実施。また、デイリーの旅客便と貨物専用便を運航する航空会社の貨物担当と随時打合せを実施し、荷主や運送業者の利用促進のためのセールスのあり方を検討中である。	空港対策課
234							・最大の事業は「新貨物ターミナル」関連であり、施策が目指す「空港利用者数の増加」(指標)とはあまり関係がないのではないかと。	・新貨物ターミナル関連事業は、仙台空港機能の総合的向上のために必要だが、旅客の増加に対しては、空港の活性化やイメージアップを通じて間接的に作用すると期待している。	234	・建設資金等の貸付については、平成12年の貸付当初計画どおり、平成18年度も継続することとして予算を計上。	空港対策課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
235	33	国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化	2	仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用	仙台空港利用者数(国内線、国際線)	4	・政策評価指標「仙台空港利用者数」の需要目標値の前提条件や今回見直しのポイント等を分析カード等で説明されたい。なお、本指標はテロやSARSなどの外部要因の影響を受けるので、増加した場合でも必ずしも県の施策が功を奏したとは言えない。(施策1・2共通)	・政策評価指標目標値については、今後、「政策評価指標の解説」に説明を追記する。	235	該当なし	臨空地域整備推進課
236							・本体(施策1)と周辺(施策2)が全く同じ評価指標となっているのは適当でない。港湾(施策4)のように市街化率を採用することも考えられるが、事業中事業の評価が難しいことは理解できる。仮換地指定と保留地分譲によって利用者が確定した面積の割合とすることは可能ではないか。	・現在の政策評価指標は、施策の最終目標として継続するものとし、意見については「事業分析カード」における仙台空港臨空都市整備推進事業の成果指標への反映を検討する。	236	該当なし	臨空地域整備推進課
237							・仙台空港臨空都市整備推進事業の目標像と実際の沿線開発との関連性の説明が必要である。	・臨空都市の目標像と事業の関連性については、社会経済情勢を反映した段階目標の設定等により、わかりやすい説明を検討する。	237	該当なし	臨空地域整備推進課
238							・臨空都市を標榜するが、空港と機能的に関連する用途は殆ど含まれない。住居系土地利用はアクセス鉄道の利用者確保には有効であるが、臨空立地の特色を出す努力が必要。区画整理事業とその支援だけでなく、鉄道が有効に使われるまちづくりや臨空都市を担う都市機能整備等の官民協働で取り組む施策の検討を望む。	・意見の趣旨を真摯に受け止め、事業を進めていきたい。	238	該当なし	臨空地域整備推進課
239							・アクセス鉄道のようなストック形成型事業において、単年度進捗率で効率性を評価することには適当でない。例えば、土地市場が完全、かつ人口流入圧力が強ければ、将来の発生便益は周辺の資産価値に固着される(資産価値法)ので、沿線の不動産価格調査によって効率性を測ることは可能と考える。	・効率性指標は、業績(アウトプット)指標を資源投入量(事業費等)で除した数値とするのが一般的であり、今後同様に扱うこととする。ただし、御指摘のとおり、ストック形成型の本事業においては、ふさわしい業績指標を設定することが極めて困難な状況であることから、業績指標の代わりとして「単年度進捗率」を参考表示しているものである。	239	該当なし	行政評価室
240	33	国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化	3	仙台国際貿易港の整備と活用	仙台塩釜港(仙台区)外貿コンテナ貨物取扱量	4	・政策評価指標として「外貿コンテナ貨物取扱量」が採用されており、公共埠頭の利用率という意味では理解できるが、港湾自体の活動レベルを表現するには専用船の取扱量も重要である。	・この施策を構成する各事業は主として、仙台国際貿易港におけるコンテナ貨物の利用促進を目標としていることから、現行の外貿コンテナ貨物取扱量が施策を評価する指標として、最も適切であると判断するが、16年度指摘のあった仙台港全体の取扱量については今年度から記載しており、次年度以降も引き続き記載することで対応したい。	240	該当なし	港湾課
241							・本来外国が仕向地となるコンテナ数に対する、フィーダーの比率を1から引いたものなども政策評価指標として考えられる。(ただし、同じフィーダー輸送でも、中継港が横浜の場合は外貿に含まれず、釜山の場合は含まれるという扱いをしているとすれば、誤解を招くが、)	・外貿コンテナ貨物取扱量には、京浜港でのトランシップ貨物(内航フィーダー)も釜山港でのトランシップ貨物(ダイレクト)も含んでいるが、釜山港でのトランシップ貨物の数量が不明のため、現在の指標は妥当と考えている。	241	該当なし	港湾課
242							・東北地方における仙台港の位置づけの把握に向け、外貿コンテナ貨物流動調査データによる分析、動向の整理が望まれる。	・仙台港は東北の物流拠点と捉えており、外貿コンテナ貨物流動調査データの分析、動向も整理しており、今後は分析結果等も記載することとしたい。	242	・外貿コンテナ貨物流動調査結果による東北で発生する輸出入コンテナ貨物の各県別の仙台港利用状況の推移や、毎年公表される東北地域内港湾のコンテナ貨物取扱量に占める仙台港の割合の動向等を記載することとする。	港湾課
243							・現在の整備事業は維持管理的な性格であることの明記が必要である。また、事業分析カードでは、コンテナ埠頭数が増加しないために効率性指標が0のまま推移しているが、具体的な努力結果が反映されるような業績指標とすべきである。 ・空港と同様にハブ的機能(航路・便数の集積)が重要であり、その意味で船会社及び荷主に対するポートセールスも必要と認められる。ただし、成果のよく見えない「企業訪問件数」を効率性指標の根拠としており見直しが必要である。	・業績指標名「国際コンテナ埠頭数」、「企業訪問件数」については、指摘の主旨を踏まえ検討することとしたい。 ・「国際コンテナ埠頭数」に変わる指標名については、現在も検討中である。 ・「企業訪問件数」については、「PRイベント回数」、「海外セールス(社)」、「国内セールス(社)」、「外貿定期航路数・便数」、「内貿定期航路数・便数」などに変更することで考えている。	243	港湾課	
244						・事業の方向は「拡大」としているが、X-ray施設新設に伴うヤード内施設の再配置は外部からの要求によるもので、「拡大」とは言い難い。現状の基本的スタンスは「維持」であろう。逆に、現在の維持管理から新たな港湾機能整備を行うという方向であれば、その説明が必要である。	・今回「維持」から「拡大」に変更したのは、現在のコンテナ貨物量の伸びから、今後、コンテナヤードが不足することは十分に予測され、近い将来コンテナ貨物取扱量に応じたヤードの拡張が必要になると判断したものである。	244	・増加するコンテナ貨物量に対応するため、コンテナヤードの拡張規模・時期等を検討するコンテナ貨物需要予測調査費等の予算措置を行った。(平成18年度当初:16,200千円)	港湾課	

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課	
245	33	国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化	4	仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用	仙台港背後地区市街化率	5	政策評価指標「仙台港背後地区市街化率」は順調に増加しており、事業としても成功しているように見える。		245		都市計画課	
246							臨空地区と比べて、用途面でも港湾と関連する土地利用が図られている点が評価できる。		246		都市計画課	
247							仙台港背後地区市街化率を補完する指標として、保留地処分面積の進捗、土地利用計画の用途ごとの市街化率等の整理が望まれる。	評価シート(B)の「事業群の有効性」において対応する。 ・【政策評価指標達成状況から】に土地利用計画の用途毎の市街化率を表記する。保留地面積は、現表記のとおり[社会経済情勢を示すデータの推移から]に過年度までの比較を含めた表現に修正する。	該当なし	247		都市計画課
248							背後地区画整理地区内だけでなく、臨港地区内の産業支援、交流機能をも含めた周辺施設体系の再構築が望まれる。	次期実施計画の見直しにおいて検討することで、関係課と調整済みである。	臨港地区を含めた区域全体を施策の対象範囲とするが、土地区画整理事業以外は、施設の維持管理業務のみのため、施策評価指標や対象事業は従来のとおりとする。	248		都市計画課
249							基本票は、昨年度指摘した事項への配慮・改善が図られていた。			249		都市計画課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課	
250	34	国内の交流を進めるための交通基盤の整備				3	・県民満足度と社会経済情勢の適合性の記述からみて、必要性総括の判定に至った理由が理解しにくい。	・一般道の整備について、県民の優先度は高く整備の必要性は高いと言える。今後も継続的に整備を推進するが、県財政の状況から早急な整備促進が難しいことから必要性総括は「中」とした。	250	・該当なし	土木総務課	
251							・「高速道路」と「国道・県道・市町村道」の施策のみが重点化されており、公共交通ネットワークや輸送機関相互連携が主要施策となっていないことから、今後の政策見直し時にはこれらを主体とする施策体系とすることを望む。	・今後の政策見直し時には、道路や公共交通を含めた交通ネットワークの整備が有効に推進されるよう、交通政策全体を構成する施策体系を検討していきたい。	251	・該当なし	総合交通対策課	
252							・高齢化社会に向けて、パラトランジットを含む公共交通はシビルミニマムとしての移動を保证する重要な手段であり、県の事業と直接結びつかなくても重点施策に含めるべきである。	・高齢化の進展に伴い、自動車等の独自の移動手段を持たない人の移動手段のための確保は重要な施策であると認識している。	252	・該当なし	総合交通対策課	
253								・現在、県内各地では、輸送規模や利用者ニーズに応じたデマンド型タクシー等の新たな公共交通の整備に取り組んでいる。	253	・該当なし	総合交通対策課	
254								・地域の需要や特性に対応した公共交通を一層充実させていくため、市町村やバス事業者等に対して、効率的な運行体制の確保はもとより、環境対策として自家用車から公共交通への利用転換が求められていることを踏まえ、利用者自らがバス路線を維持し、利用していく意識が持てるような事業展開の必要性について、指導・助言を行っている。	254	・該当なし	総合交通対策課	
255								・公共交通施策の政策評価指標として、例えば、公共交通利用率や1日10本以上の公共交通に徒歩20分以内で到達できる人口比率等が考えられる。	・重点施策としての評価指標の設定については、現在、改訂を検討している交通計画で設定する評価指標と同一の指標とすることが望ましいが、当面は、暫定的な指標の設定を検討していく。	255	・評価指標の設定にあたっては、第4回パーソントリップ調査の結果や他県の事例等を参考としながら、公共交通ネットワークの整備状況を有効に評価できる指標を引き続き検討し、評価指標を暫定的に設定し試行する。	総合交通対策課
256									・意見をはじめとして、第4回仙台都市圏パーソントリップ調査の結果や他県の事例等を参考としながら、交通ネットワークの整備状況等が有効に評価できる評価指標の設定を引き続き検討する。	256	・該当なし	総合交通対策課
257	34	国内の交流を進めるための交通基盤の整備	1	高速道路の整備	高速道路IC40分間交通圏カバー率	4	・高速道路の整備進行の結果、政策評価指標の「IC40分間交通圏カバー率」は極めて感度の悪い指標となっており見直しが必要である。高速道路ストックを有効活用するため、ICへのアクセス時間の短縮を掲げた目標指標の検討を行う時期にきている。	・高速道路IC40分圏は、県の総合計画や宮城の道づくり基本計画にも用いられてきた考え方であり、現在県内で計画されている高速道路や一般道路が整備されると概ね100%となり、道路整備の進捗具合を計る評価指標としては適切と考える。	257	・該当なし	道路課	
258							・しかし、高速道路の新たな開通区間がないと指標値に変化が出にくい面もあるため、他の指標を追加することを検討したい。	・県内の道路関係行政機関から構成される県幹線道路協議会で、平成15年度から実施している「達成度報告書/業績計画書」等も参考図書としたい。	258	・該当なし	道路課	
259							・低コストのスマートIC整備も施策を構成する事業として強化していくことが、高い効率性を持つことになる。	・有料道路である高速自動車国道へのスマートICの追加は今後とも積極的に取り組んでいく。	259	・該当なし	道路課	
260							・既存路線の整備状況から、施策の優先度に地域差が出るのは当然である。しかし最低限の整備水準を確保することは必要。例えば、第3次医療へのアクセス時間などは重要な指標になり得る。	・最低限の整備水準の確保は行政の使命であり、格子形の高規格幹線道路の整備は、県全体を交流圏域として捉えれば必要不可欠と考える。適切な政策評価指標がないため、事業費対指標値が上がらない年度もあるのは止むを得ない。	260	・該当なし	道路課	
							・施策の方向性は「拡大」とされるが、なぜ一般道の改良では不足なのか理由付けに乏しい。政策評価指標値はほとんど上がらないのに、事業だけは拡大というのでは理解を得るのは難しい。					

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
261	34	国内の交流を進めるための交通基盤の整備	2	国道、県道、市町村道の整備	高速道路IC40分間交通圏カバー率	4	<p>政策評価指標「高速道路IC40分間カバー率」に加え一般道路改良率が加わったが、改良率の感度も相当悪い。さらに、地域中心都市へのアクセスや安全・安心して移動できる道路整備率等の複数指標からの進捗、達成度を見ていくことが重要である。(例えば、幅員2メートル以上の歩道が両側にあるとか、道路幅員が10メートル以上などの条件を付けると、安全面の評価も加味される。)</p> <p>・「県庁まで60分でアクセスできる人口比率」などの指標も考えられるが、この場合は、人口の分布変化(過疎化等)の結果、道路整備と無関係に改善される可能性があり問題。</p>	<p>一般道の効果を評価する指標としては、現在の指標のみで最適であるとは言えない面もあるため、新たな指標について検討していくこととする。</p>	261	<p>一般道の整備効果を評価する指標として、緊急輸送道路の橋梁整備耐震化率を追加する。この指標は震災時において重要な拠点へのルートを確認することを表しており、ひいては日常の交流を安定化し促進させるものである。</p>	道路課
262							<p>・県民の重視度の高さと一定の整備率の実績とのかい離を分析し、それにもとづく施策展開の見極めが必要。例えば、日常的な道路整備と高速道路整備の重視度はほぼ同じであるが、かい離度は後者の方が大きい。だから高速道路整備の方が重要だ、という結論にはならない</p>	<p>・緊縮財政の下では効率的な執行を求められており、効果的な事業展開を図ることは当然であるが、また地域の実情に合った事業を実施していきたい。</p>	262	<p>・該当なし</p>	道路課
263							<p>・プラン・ドゥー・シーによる計画的な事業執行を行っていると言われているが、その全体像が不明であり説明を要する。</p>	<p>・県内の道路関係行政機関から構成される県幹線道路協議会で、平成15年度から実施している「達成度報告書/業績計画書」等も参考図書としたい。これは宮城県の道路の整備を進めるにあたり、過年度の成果を評価(達成度報告書)し、今年度の成果目標を宣言(業績計画書)し事業を実施するものである。</p>	263	<p>・該当なし</p>	道路課
264							<p>・核家族化の結果、高齢者が自ら運転しないと社会生活が営めない時代が来ることが予想されるから、高齢者でも安全に運転できる(余裕のある)道路の整備が地方部では特に重要。</p>	<p>・高齢者にも初心者にも利用しやすい道路とするには、建設時の整備水準のみならず管理面も含めた道路施策のレベルアップが求められている。この観点からの施策評価も検討するものとする。</p>	264	<p>・県内の道路関係行政機関から構成される県幹線道路協議会で、平成15年度から実施している「達成度報告書/業績計画書」等も参考図書としたい。</p>	道路課
265							<p>・施策を「維持」とする方向性は妥当だが、質的な変化は必要と考える。</p>	<p>・道路整備に際しては、道づくり基本方針「安全・安心して豊かな生活の実現 国内・国際競争力の強化 個性や活力あるまちづくりの実現」に則り推進していきたい。</p>	265	<p>・該当なし</p>	道路課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
266	35	国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進				5	・政策実現に向け、施策群の組み立てには無理がないと思われる。ただし、個々の事業の担当課が多数あることから、総合調整が有効に機能しているか不安が残る。予算が減っている中で成果が求められるという昨今の情勢において、従来の縦割り型事業執行での対応では無理があり、説得を材料とした調整を担当するヘッドクォーター機能が必要ではないか。この点は中期的課題としてぜひ一考願いたい。	・各担当課で実施する国際交流・協力事業については、施策評価に未掲載の小事業も含め、事業内容・スケジュール・方向性等その実態の把握を定期的に行い、各事業に関する情報を県庁全体の方向性確認や各担当課の事業企画・展開に資することを目的に当課ウェブ上で公開しているほか、各姉妹省州県との定期的な交流協議に合わせ、交流事業の企画等について会議を開催し各課に事業の企画を働きかけるなど、全庁レベルのコーディネートを行っているが、更に庁内横断的な推進体制の構築によるヘッドクォーター機能の獲得について検討したい。	266	・17年10月から、多文化共生推進条例(仮称)の検討作業に着手しており、これに伴い11月に「同条例に関する庁内連絡会議」を開催した。今後も検討作業の進捗状況に合わせ随時開催するとともに、条例制定後は条例に基づく推進体制整備の一環として定例の設置を目指す。	国際交流課
267							・予算の伸びに一義的に依存するような政策評価指標を立てると、現場におけるモラルを下げたしまう(あるいは「どうせ努力してもダメだ」というモラル・ハザードが生じかねない)ので、単に「いい数字、分かりやすい数字」を設定するのではなく、少々ウエットな言い方になるが「現場が流した汗が表現できる数値」という発想で指標設定を行うことをぜひお願いしたい。	・難しい課題ではあるが、それぞれの政策評価指標を再度検討する中で考慮したい。	267	・下記の268、274のとおり。	国際交流課
268	35	国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進	1	国際化を担う人材育成の推進	ALT(外国語指導助手)1人当たりの生徒数	5	・政策評価指標「ALT(外国語指導助手)1人当たりの生徒数」は、教育行政だけの成果を表すものではないか。JETによる供給に依存した数値ではなく、自らの責任でコントロール出来る数値の方が望ましい。また、県民全体の国際化を図るといふ施策目的にもかかわらず、教育委員会所管の事業が多いため国際交流課の行政努力が見えない。例えば、英語検定受検者数や、受検者数と平均点を乗じた「総得点数」等ではどうか。	A 政策評価指標について ・宮城県の英検の志願者数については、2000年から2004年で、62,296人から42,049人と32.5%減であり、中高生徒数の11.1%減を大きく上回っている。一方、TOEICの受験者(全国)については、同期間で、31.2%増加しているが、県別のデータはないとのことであった。指標としては、英検の志願者数や平均点の利用などの指摘もあったが、データが存在せず、また、英検、TOEICの数値を利用したデータは「現場の流した汗が表現できる数字。自らの責任でコントロール出来る数値」ではない。そうしたことから、受験データを利用した指標の設定について、未だ適切なものを見いだせない状況である。	268	・施策を構成する事業を教育庁所管のものとするともに、評価者も教育庁高校教育課、義務教育課とし、それぞれに対応する指標を二つ新たに設定する。評価指標は、宮城県版英語検定事業の結果を利用したもの(3級以上の合格者の割合、前年よりも点数の向上した学校数)とする予定。 ・以上のように、方向性を固めているが、宮城県版英語検定事業が実施されるのが平成18年10月であるため、実際に新たな指標を用いての評価は19年度に行う18年度事業の評価からとし、18年度の評価については、従前の指標による評価とする。 ・なお、目標値、仮目標値等の設定は、18年度の検定結果を踏まえて行う。	国際交流課
269							・今後何年間かは、「小学校への専属ALTの配置」が課題であり、県としても市町村への配置を積極的に働きかけるとともに、JET参加者にも「専属ALT」のPR、人材発掘に努める必要がある。そうしたことから、代替指標として、JET、Non-JETを問わず、学校・市町村等自治体で雇用している国際交流員・外国語指導助手の実数とすることで、調整していきたい。	269	・同上	国際交流課	
270							・主たる事業実施主体(教育委員会)と施策評価の責任主体(国際交流課)が異なるために、施策群and/or事業群がまさに一体となって目標攻略をしているという状況ではないように思えた。むしろ、教育庁所管事業は本来の英語教育として別に評価することが望ましい。(例えば、施策「特色ある学校づくり」などで。)	B 評価主体・事業構成について ・施策「国際化を担う人材育成の推進」の実施・評価責任者を教育庁とすることで、調整する。	270	・同上	国際交流課
271							・ALTについてはJET、non-JETを問わず順調な伸びを見せているので努力のあとが見える。ただし予算の伸びが期待できない昨今の財政状況を考えると、費用があまりかからない事業群を併行させながら成果を維持・向上させるといふ方向性も今後の課題として一考願いたい。	・「人材育成の推進」のための事業としては、それを目的とした大きな予算事業はないが、姉妹都市交流の枠組みの中での学生交流など個々の事業の中でそれぞれ人材の育成も行われている。今後は、重点事業等にかかわらず施策を達成するために実施している事業も含めて評価したい。	271	・該当なし	国際交流課

No.	政策整理番号	政策名	施策番号	施策名	政策評価指標	7段階判定	県行政評価委員会 政策評価部会の意見	県の対応方針 (平成17年10月31日現在)	No.	左記対応方針の経過等 (平成18年3月末現在)	担当課
272	35	国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進	2	外国人の暮らしやすい環境づくり	県内外外国人留学生数	5	・住まいるサポーター設置事業は、当初の想定より県のサポートを要するものではなかったということであれば、すぐ撤退することも行政の適切な判断である。今後とも外国人ニーズに沿った事業展開を進めていって欲しい。	・「みやぎ外国人懇談会」からの提言や、「外国人相談センター」等に寄せられる相談内容の分析など、外国人県民のニーズの把握に努め、事業展開を進めたい。	272	・外国籍県民支援事業を18年度の重点事業として予算措置した。 ・同事業の構成は、継続事業として「みやぎ外国人相談センター設置事業」(巡回相談を6回・7回。),「災害時における通訳ボランティア整備事業」,「災害時外国人サポート・ウェブ構築事業」を、新規事業として「多文化共生推進条例(仮称)推進事業」(条例検討の懇話会及び制定後の審議会の開催、条例啓発の取組。)を予算化。 ・他に「外国人留学生里親促進事業」は継続事業として予算化。 ・「住まいるサポーター設置事業」は利用実績なく、17年度で終了とした。	国際交流課
273						・多言語相談窓口が全県的に展開されることは、外国人留学生等をターゲットとした詐欺行為などの抑制にもつながることからも有効と認められる。定量的にその効果を測定することは難しいだろうが、そうした観点から自己評価してもよい。	・「外国人相談センター」では、16年度に開始した通常の相談体制に加え、17年度から新たに地方での「巡回相談」を実施している。相談件数・内容等の分析に基づき事業の評価を行い、事業の改善、更にニーズに応じた事業の展開を進めたい。	273	・県内6カ所で1日づつ実施し、5カ国20人の相談に対応した。件数は多くないものの対面での対応であり、丁寧な聴き取り・説明により、電話に比べ安心度・満足度の高いものと評価し、18年度は1カ所増の7カ所開催分予算を措置した。	国際交流課	
274						・以前から指摘しているとおり、政策評価指標「県内外外国人留学生数」は施策目的から遠すぎる感がある。事業群からも遠すぎる印象。まだ成熟していない現段階においては、「相談件数の伸び」などアウトプット指標で見ても良い。また、外国人の満足度を測る独自のアンケート調査の結果や、外国人懇談会での意見を取りまとめて、それを指標とすることも考えられる。	・委員からの御指導等を参考に外国人の満足度を測るアンケート調査等を実施し、新指標の設定を進めたい。	274	・アンケート調査の具体的な内容を検討中。調査実施は18年度となる見込み。	国際交流課	
275	35	国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進	3	さまざまな分野の県民の国際交流・協力の推進	公的主体による交流事業で海外と往来した延べ人数	4	・国際交流課において各事業担当課から毎年度詳しく状況把握を行い、本施策全般の情報を確保しておいてほしい。	・毎年度、本県の国際化施策全般を把握するため、庁内各部署に前年度事業実績及び今年度事業計画について照会を行い、その結果を当課ウェブ上で公開するとともに、個別事業の実施にあたっては、事業担当課との連携を密にしながら事業を推進している。	275	・該当なし	国際交流課
276						・評価内容から、宮城県が他国の省・州・県等と交流を持つことのメリットを読み取れない。	・省州県との国際交流・協力を契機に、岩沼市とデラウェア州ドーバー市の姉妹提携締結、小中学・高校間の姉妹校締結、本県大学生がラベルデザインしたローマ県産ワインの商品化、イタリア貿易振興会の仙台アンテナオフィス設置、吉林省に対するJICA草の根技術協力及び吉林省からの海外技術研修員受入による人材育成など、様々な事業の展開から多くの実績を上げており、県内の市町村・民間団体・青少年等の多様な国際交流・協力の促進に寄与している。今後は、可能な限り具体的に評価シートに記述していきたい。	276	・該当なし	国際交流課	
277						・現在実施している交流事業の波及の状況から考えると、協定を結び双方が訪問しあうといった形態には限界があるように思う。今後、予算事業として存続するのか、あるいは県が情報集積センターとなって各種の支援を行うような組織へと転換していくのか、そそろ方向転換が求められているという印象を持った。	・上記のように、既に単なる協定・相互訪問による交流ではなく、人材育成、技術支援、経済交流等様々な交流態様へと展開し、一定の成果を上げているが、県民により幅広くその効果が及ぶよう一層の事業展開と新たな企画の創出に努めたい。 御提案の「情報集積センターとしての支援」については、当課では関係民間団体・企業等との調整や当課ウェブ上での各交流事業に関する様々な情報発信を行っているとともに、交流に関する相談受入・情報提供・関係団体等とのネットワーク等によるソフト面での支援機能を有する県国際交流協会や、民間交流事業への助成制度を運営する(財)未来の東北博覧会記念国際交流基金といった県関係団体との連携により、様々な支援の充実に努めている。 このようなことから、御指摘の転換も視野に入れつつ、当面は交流事業の展開と情報提供等支援機能の充実にバランスをとりながら進めていきたい。	277	・該当なし	国際交流課	